

# 鳥羽市避難マニュアル

平成 19 年 2 月

鳥 羽 市



## 目次

第1章 総論	1
第1節 マニュアル作成の目的	1
第2節 住民避難に関わる基本的な考え方	1
1 本マニュアルの主眼点	1
2 避難に係る集合場所・施設	2
3 住民避難の基本タイプ	2
4 基本タイプ別の避難先への移動	3
5 「避難の指示」までのフロー	6
6 避難の指示の内容の協議事項 一覧	7
第3節 市の特性からみた避難実施要領作成上の留意点	8
1 市の人口	8
2 大規模集客施設及び観光客	8
3 災害時要援護者(自力避難困難者等)の把握	9
4 道路	9
5 交通手段	10
第2章 避難実施要領の策定	13
第1節 避難実施要領に定める事項	13
第2節 避難実施要領作成の留意事項	13
1 全避難タイプに共通	13
2 離島避難タイプ	15
第3節 輸送手段による避難のフロー	17
第4節 避難実施要領のパターン	19
1 市において想定される武力攻撃事態	19
2 市において想定される緊急対処事態	19
第5節 市における避難実施要領のパターン(モデル)	20



# 第1章 総論

## 第1節 マニュアル作成の目的

市は、武力攻撃事態等が発生し、県から避難の指示の通知を受けた場合、国民保護法(以下「法」という。)第61条の規定に基づき、県警察、海上保安部、自衛隊などの関係機関の意見を聴いて、必要な調整を行いながら、速やかに避難実施要領を定めなければならない。また、三重県国民保護計画では、市はあらかじめ避難実施要領のパターンを作成するよう努めることとしている。これは、避難実施要領の記載内容及び作成手順の一定の方法やノウハウを培うことで、実際に事態が発生したときに当該要領の迅速な作成に資するためである。

本マニュアルは、市の責務を確実に果たすために、住民避難に関わる基本的な考え方や市の地理的・社会的特性を考慮した避難実施要領の作成パターン(モデル)並びに作成の留意点などをまとめたものである。

## 第2節 住民避難に関わる基本的な考え方

### 1 本マニュアルの主眼点

武力攻撃事態等が発生した際の緊急対処として、市に求められる主要な役割は、住民を安全な避難先地域に避難誘導することにある。本マニュアルでは、市として避難誘導のために行うべき前段階や後段階における対処は多岐に及ぶため、住民避難に関わる事項に絞り、次の点に主眼をおいて内容をまとめた。

#### (1) 市内ないし県内の避難

県の「避難実施要領の手引き」では、避難先がどこになるかによって「屋内避難」「市町内の避難」「県内の避難」「県外の避難」の4パターンに分類している。また、「県外への避難」については、他県との調整を図っていく必要等から、当該要領の対象から外している。したがって、本マニュアルにおいても「県外への避難」は取り扱っていない。

#### (2) 観光地及び離島を有する市の特性

市の地理的・社会的にみた特性として、観光地であること及び4つの有人離島を有することが挙げられる。

- ① 市には年間約500万人の観光客が訪れる。一日あたり平均14,000人が滞在していることになるが、市の人口約23,600人に対して大きな比重を占める。住民避難を検討する際には、市の住民人口だけでなく、観光滞行者も含めた総数(平均約37,800人、ピーク時は約54,000人超と推定される)を念頭におく。
- ② 市には、4つの有人離島(答志島、菅島、坂手島、神島)があり、人口約5,000人に加えて観光客が滞在(一日平均約750人と推定される)しているため、国が示している「離島の住民の避難に係る陸送事業者の航空機や船舶の使用についての基本的考え方」(平成

17年12月19日閣副安危第498号通知、国政調第169号通知)を踏まえ、市の離島の避難に係る輸送能力、輸送時間、地域事情等を勘案して住民避難を検討する必要がある。

### (3) 災害時要援護者(自力避難困難者等)

市には、多数の自力避難困難者(重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、日本語を解せない外国人、乳幼児等で自力避難が困難な人をいう。)、自力避難困難者以外の幼児(5歳未満)、65歳以上の高齢者、自宅療養の重篤な傷病人や妊産婦等の災害時要援護者に含まれる人が在住する。

また、県外及び国外からの観光客は、市の地理状況に不慣れであることから、避難の方法について特段の配慮をする必要がある。

## 2 避難に係る集合場所・施設

市は、「避難の指示」によって避難する住民を受け入れ、炊き出し等の救援を行う「施設」に無事に住民を誘導することが求められるが、これら避難に係る場所・施設について本マニュアルでは次のとおり扱う。

名 称	内容説明	施 設
避難施設 (集合場所)	住民を避難させ、又は避難住民の救援を行うため「法(第148条)」に基づいて、県が予め指定した、次の用途に供される施設 (1) 避難住民を受け入れる施設 (2) 避難住民が避難生活を行う施設 (3) 避難・退避の指示により一時的に避難する施設やオープンスペース、あるいは一時的に避難生活する場所	資料編「資料-12 国民保護法に基づく避難施設一覧」(19ページ)のとおり。

## 3 住民避難の基本タイプ

### (1) 基本タイプの分類

「法」に基づく市の避難は、避難先又はその特性から次の5タイプに分類できる。

- ① 屋内避難(退避を含む)
- ② 市内避難(退避を含む)
- ③ 県内避難(市から県内の他の市町への避難)
- ④ 離島避難(一部、県外に避難することも想定できる)
- ⑤ 県外避難(本マニュアルの対象にしない)

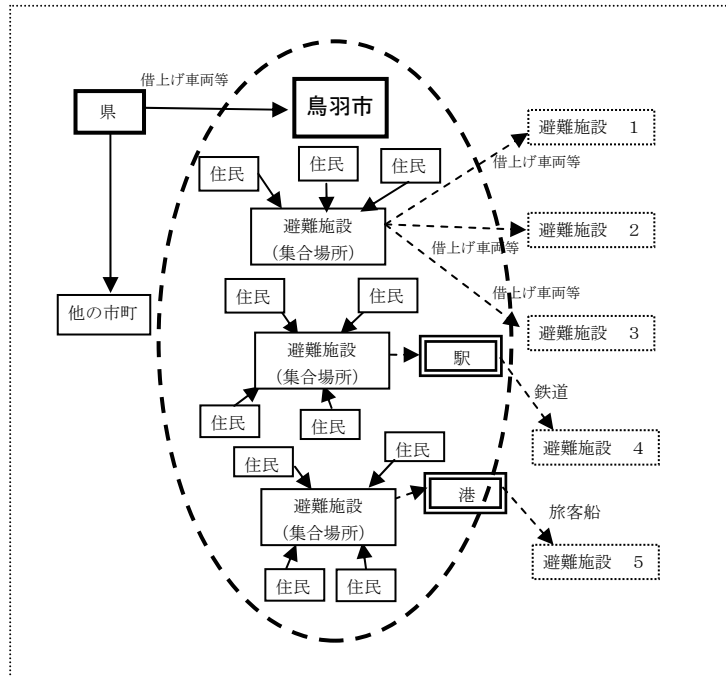
### (2) 住民避難誘導のイメージ

- ① 最寄りの避難施設(集合場所)までは、徒歩が原則となる。
- ② 避難施設(集合場所)から市の避難施設、県内あるいは県外の避難施設への移動は、県が手配した借り上げ車両等(以下「県からの借上げ車両等」という。)が原則になるが、

避難の規模(住民数や距離)や時間的な余裕の程度など、その時の状況によって鉄道又は旅客船を使用する場合もある。

- ③ 離島避難の場合、島外の避難施設までの移動は、原則として県が手配する船舶とする。
- ④ 徒歩による避難が困難である災害時要援護者(自力避難困難者等)の避難は、原則として県からの借上げバス、車両又は公用車等を使用する。

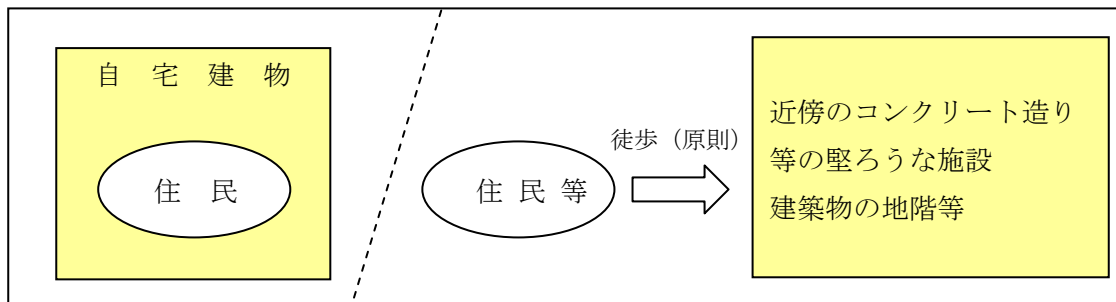
なお、住民避難誘導の基本的なイメージは、下図のようになる。



#### 4 基本タイプ別の避難先への移動

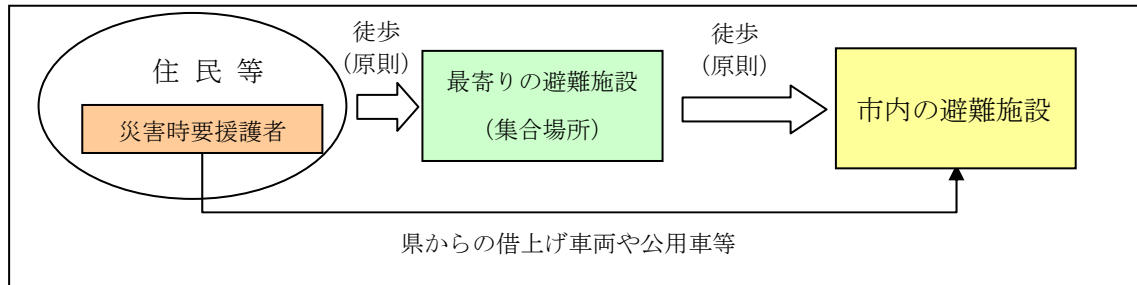
##### (1) 屋内避難(退避を含む)

- ① 避難場所：自宅建物、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設、建築物の地階等
- ② 避難方法：原則として徒歩により速やかに屋内に避難する。その後、事態の推移、被害の状況等により市内避難、県内避難、離島避難、県外避難により他の安全な地域への「避難の指示」が伝達されることも想定できる。



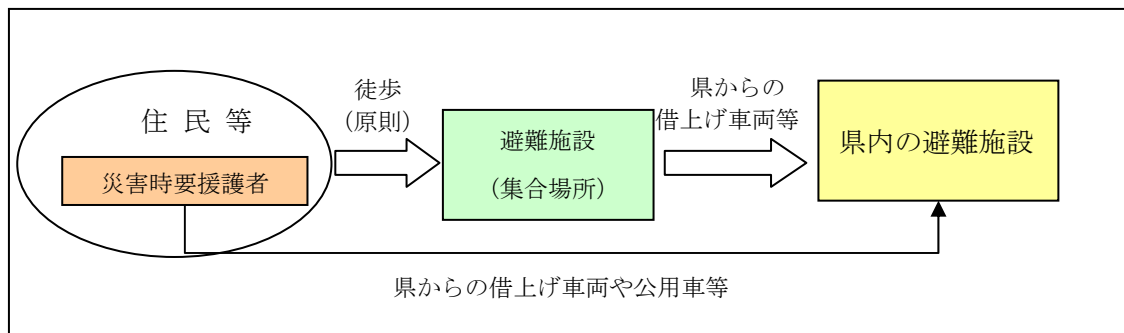
## (2) 市内避難(退避を含む)

- ① 避難場所：市内の避難施設
- ② 避難方法：避難施設(集合場所)までは徒歩を原則とする。ただし、災害時要援護者(自力避難困難者等)の避難は、全行程において県からの借上げ車両や公用車等を使用する。



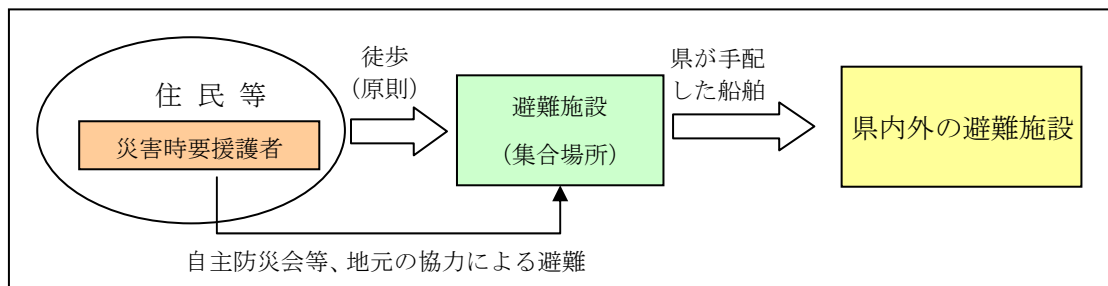
## (3) 県内避難

- ① 避難場所：県内の避難施設
- ② 避難方法：避難施設(集合場所)から知事が指示する県内の避難施設までは、県からの借上げ車両等とする。ただし、災害時要援護者(自力避難困難者等)の避難は、全行程において県からの借上げ車両や公用車等を使用する。



## (4) 離島避難

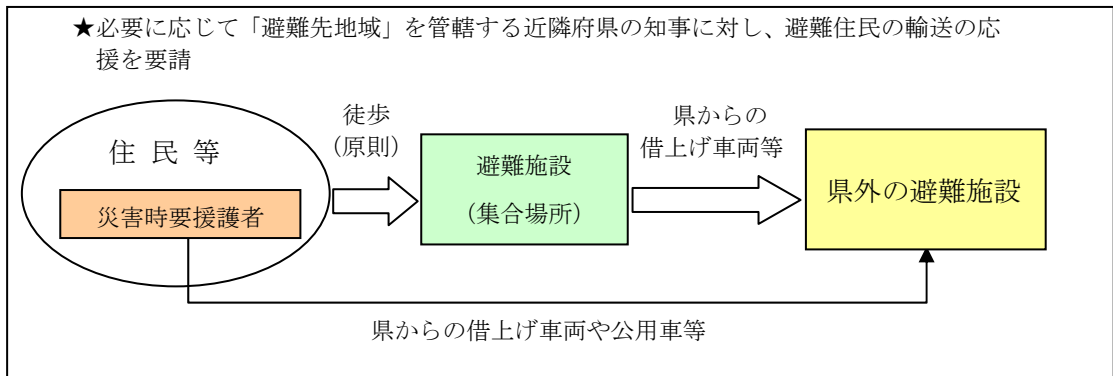
- ① 避難場所：県内外の避難施設
- ② 避難方法：避難施設(集合場所)までは徒歩を原則とする。ただし、災害時要援護者(自力避難困難者等)の避難は、自主防災会等、地元の協力のもと避難する。
- ③ 知事が指示する県内外の避難施設までは、県が手配した船舶(実際には市営定期船が優先使用されることが予想される)等とする。





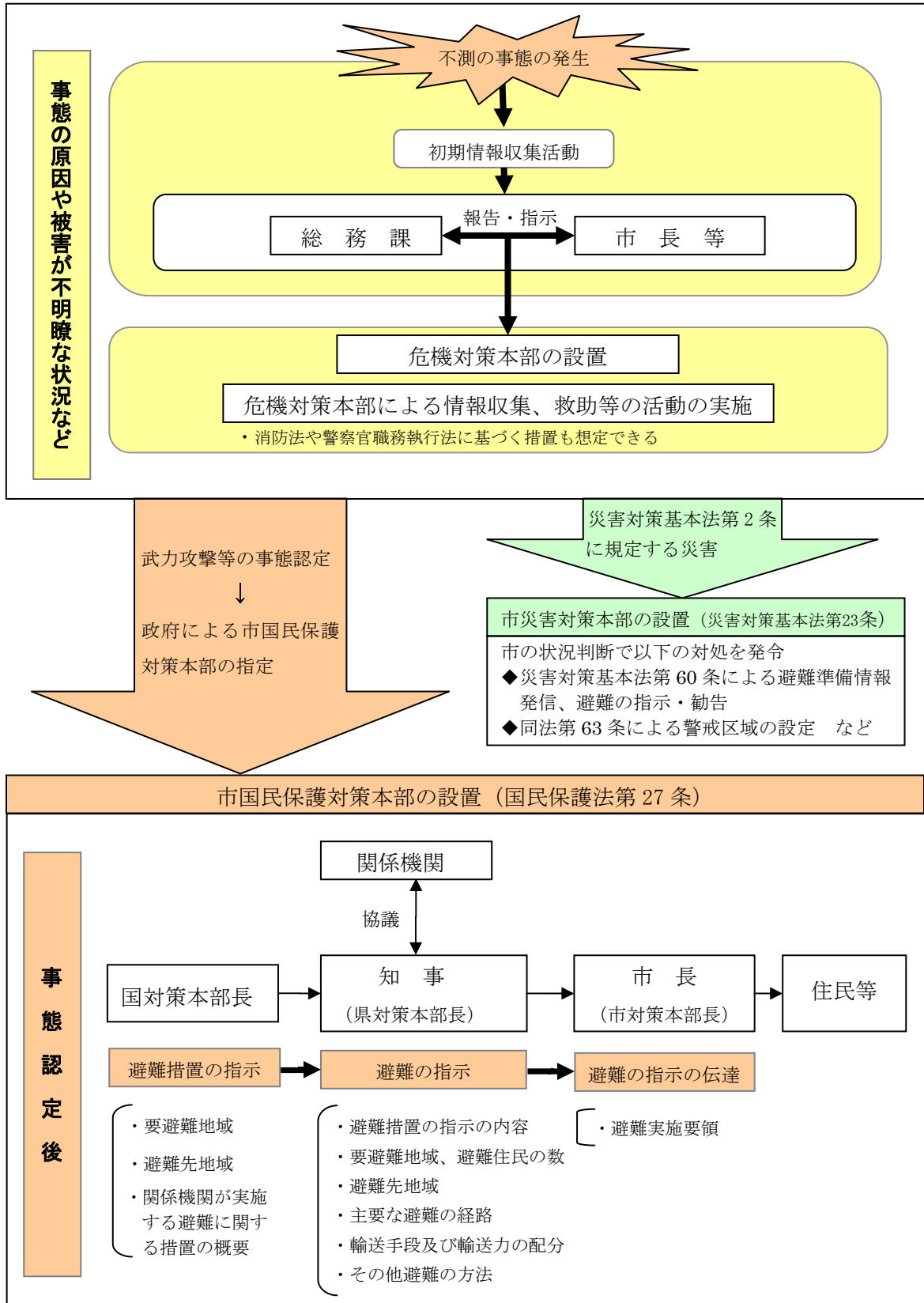
(5) 県外避難

- ① 避難場所：県外の避難施設
- ② 避難方法：避難施設(集合場所)までは原則徒歩、その後、知事が指示する県外の避難施設へは、県からの借上げ車両等とする。ただし、災害時要援護者(自力避難困難者等)の避難は、全行程において県からの借上げ車両や公用車等を使用する。



## 5 「避難の指示」までのフロー

事態の発生から、事態認定後に「法」による「避難の指示」が住民に伝達が行われるまでの流れを下図に示す。





## 第3節 市の特性からみた避難実施要領作成上の留意点

### 1 市の人口

#### (特性)

- ・市の人口は、約 23,600 人である(平成 19 年 1 月現在。ただし、外国人登録は含まない。)
- ・昼夜間人口指数は、1.05 と夜間人口を上回っている。
- ・市の地区別には、鳥羽地区(約 5,500 人)と加茂地区(約 9,100 人)に市の半数以上が居住し、また長岡地区(約 2,500 人)、鏡浦地区(約 1,700 人)、離島地区(約 4,700 人)にも分散している。なお、答志島(約 2,000 人)には、離島地区の半数近くが居住している。



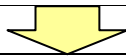
#### (留意点)

- ・要避難地域の避難人員は、児童・生徒、災害時要援護者(自力避難困難者等)、それ以外の大人(15 歳以上)ごとに人数を把握する。
- ・局所的な武力攻撃災害等に対しては、地域限定的な警戒区域の設定・避難の指示が考えられるため、区域の人口は町別単位で把握する。

### 2 大規模集客施設及び観光客

#### (特性)

- ・市内には、多数の大規模集客施設が存在する。
- ・市には、年間約 500 万人の観光客が訪れている。このうち約 210 万人(外国人が約 1 万 6 千人)は宿泊滞在者である。
- ・観光ピーク時(8 月)の宿泊滞在者は、月間約 38 万人(外国人約 3,000 人)にのぼり、日帰り客を含めると、その数は月間約 95 万人と推定される。この時の 1 日あたりの平均観光客は約 3 万人超、また 1 日あたりの平均宿泊滞在者は 1 万 3 千人、車両約 920 台(観光バス約 15 台、マイクロバス約 16 台、普通乗用車(軽自含む)約 830 台)におよぶ。



#### (留意点)

- ・武力攻撃災害等が発生した時間、営業日に応じた大規模集客施設等の利用者数を把握する(各施設管理者が入場・利用者数を把握→市に通報)。
- ・市の大規模集客施設等にいる観光客は、現地の地理状況に不慣れであることから、特に県外及び国外からの利用者、滞在者などには、避難の方法について特段の配慮をもって周知する必要がある。
- ・観光バス、自家用車利用による滞在者は、できるだけ各自の観光バス、自家用車で指定の避難経路から避難するように誘導する。
- ・公共交通機関利用(鉄道、バス、フェリー)による観光客は、住民と同様に避難誘導する。

### 3 災害時要援護者(自力避難困難者等)の把握

#### (1) 障害者、要介護認定の高齢者の人員 (2006年12月現在)

(特性)

- ・市の要介護認定の高齢者は約 978 人、独居の高齢者は約 560 人、障害者は約 988 人が在住している。



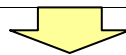
(留意点)

- ・要避難地域において、避難誘導が必要となる重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者の人数を把握する(平素から、社会福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体との連携を保持する)。
- ・障害者、要介護認定の高齢者については、避難の際に借上げ車両の手配や自家用車両の使用を考慮する。

#### (2) 外国人(外国人登録者数 2006年12月現在)

(特性)

- ・市の外国人登録者数は 224 人で、中国人 145 人、タイ人 22 人、韓国又は朝鮮人 19 人、フィリピン人 11 人、ブラジル人 12 人、アメリカ人 1 人、ベトナム人 3 人、その他 11 人である。なお、観光等の短期滞在の外国人も多い。



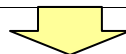
(留意点)

- ・要避難地域における地区ごとの外国人登録者数を把握する。
- ・外国人への情報の伝達方法、避難誘導の要領の周知及び通訳者を確保する。
- ・市の避難施設(集合場所)及び避難経路並びに大規模集客施設等の施設内の避難経路を示す掲示板、標識等を簡明かつ効果的にするとともに、多言語化に努める。

### 4 道路

(特性)

- ・主要な国道は、伊勢市と志摩市を結ぶ国道 42 号と国道 167 号がある。そのほか県道鳥羽松阪線、県道鳥羽磯部線、伊勢志摩スカイライン、伊勢二見鳥羽ライン、パールロードがある。



(留意点)

- ・幹線道路が限られており、避難経路の選定・道路使用に当たっては、武力攻撃に対する侵害排除、対処措置に係わる自衛隊、警察等関係機関と綿密に協議することが必要である。
- ・避難経路は単一路線とせず、可能な限り複数路線を選定し、状況の変化に対応できるようにする。

- ・避難経路の選定にあたり、経路の交通規制、警備・誘導體制を考慮し、避難経路の安全性を確保する。

(協議先)

機関名	調整内容
自衛隊	防衛作戦との整合 (避難経路とする路線ができるだけ自衛隊の使用する路線と重複しないよう、路線及び利用時間を把握し、整合を図る。)
道路管理者	避難経路の選定、通行規制 交通状況・被害状況等の確認
消防本部・消防署	消防・救援活動との整合
鳥羽警察署	通行規制、警備・誘導體制 交通状況・被害状況等の確認
鳥羽海上保安部	避難経路の選定 港湾・航路等の状況確認

## 5 交通手段

### (1) 鉄道

(特性)

- ・近鉄鳥羽線が宇治山田～鳥羽間を、近鉄志摩線が賢島～鳥羽間を、それぞれ2両編成(定員272人)で日中1時間に2本運行している。
- ・JR東海参宮線が伊勢～鳥羽間を1両編成(定員120人)と2両編成(定員250人)で日中1時間に2本運行している。
- ・大阪方面へは、近鉄山田線～近鉄大阪線が、名古屋方面へは、近鉄名古屋線、JR東海紀勢本線があり、亀山で両方面を結ぶJR西日本関西本線がある。



(留意点)

- ・要避難地域と避難先地域の駅を把握し、移動の所要時間、輸送可能人員を把握する。
- ・輸送能力の把握においては、避難住民の荷物を考慮すると乗車可能な人数は減ることが考えられるため、この点を考慮する。

(協議先)

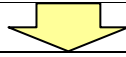
機関名	調整内容
近鉄、JR東海	使用可能車両数・輸送可能人員、使用可能開始時期

## (2) バス

要避難地域における避難人員数と配分されたバスの輸送可能人員数を検討する。

### (特性)

- ・三重交通に定期路線バスを運行委託している「自主運行路線」とパールロード特急線として「第3種生活路線」がある。
- ・バス営業所及び車両基地は、隣接する伊勢市及び志摩市にある。



### (留意点)

- ・配分される車両数、避難先地域までの所要時間、同時輸送可能人員、往復回数等を把握する。
- ・バス営業所及び車両基地から集合場所への所要時間を考慮する。
- ・大規模集客施設等に観光バス、自家用車両で来訪している利用者に対して、当該車両を避難に用いることを考慮する。
- ・輸送能力の把握においては、避難住民の荷物を考慮すると乗車可能な人数は減ることが考えられるため、この点を考慮する(避難実施要領のパターン(モデル)の作成において大型バス定員50名の場合でも、その80%にあたる40名程度とした)。

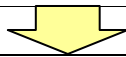
### (協議先)

機関名	調整内容
三重交通ほか	使用可能車両数・輸送可能人員、使用可能開始時期

## (3) 船舶

### (特性)

- ・鳥羽港や4つの有人離島の7漁港をはじめ計13の漁港をもつ。
- ・市営定期船として7隻を保有し、離島との海上交通を確保しており、同時に合計約1,800人の輸送が可能である。
- ・伊勢湾フェリーが鳥羽港から伊良湖航路(8便/日)を計5隻のフェリーで運航しており、1隻の輸送力は、乗客500人、乗用車搭載42~52台(大型バス11~14台)である。



### (留意点)

- ・要避難地域と避難先地域における港湾又は漁港を選定し、それぞれの港に入港可能な旅客船と旅客輸送人員等を把握する。
- ・輸送能力の把握においては、避難住民の荷物を考慮すると乗車可能な人数は減ることが考えられるため、この点を考慮する。

(協議先)

機関名	調整内容
市営定期船・伊勢湾フェリー株式会社ほか	使用可能旅客船数・輸送可能人員、港への航行及び入港の確認、使用可能開始時期
鳥羽海上保安部	船舶避難のための調整



## 第2章 避難実施要領の策定

### 第1節 避難実施要領に定める事項

(1) 避難先・経路・手段・その他避難の方法
① 全般的な方針
② 避難施設の名称・所在等
③ 避難の経路、避難の手段、避難開始時期等
(2) 避難誘導の具体的な実施方法、職員配置・役割等
① 避難誘導の具体的な実施方法
② 職員配置・役割分担
③ 避難残留者の確認
④ 災害時要援護者への対応
(3) 避難の実施に関して必要な他の事項
① 緊急時の連絡先
② 避難実施要領の住民への伝達
③ 誘導に際しての留意点及び市職員等の心得
④ 市が住民等に周知すべき留意事項
⑤ 市職員の安全の確保
⑥ 市対策本部における各部の役割
⑦ 避難誘導に係る連絡調整等
⑧ 避難住民の受入・救助活動の支援

### 第2節 避難実施要領作成の留意事項

#### 1 全避難タイプに共通

##### (1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を明示するとともに、自治会、町内会、学校、大規模集客施設、旅館・ホテル等の宿泊施設の事業所等、避難する時間帯や時間的余裕を考慮に入れて、その時の状況に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

##### (2) 避難先

避難施設の名称、住所及び連絡先を具体的に記載する。

##### (3) 避難施設(集合場所)及び集合方法

避難住民の誘導及び運送の拠点となる避難施設(集合場所)の住所及び場所名を明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

**(4) 集合時間及び出発時間**

集合時間及び避難の際の交通手段の出発時刻及び避難誘導を開始する時間を記載する。

**(5) 集合に当たっての留意事項**

集合後の自治会、町内会及び近隣住民間での点呼・安否確認等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

**(6) 避難の手段及び避難の経路**

集合後に避難のため使用する交通手段を明示するとともに避難経路等避難誘導の詳細を記載する(地区ごと、町ごと又は集合場所ごと記載)。

**(7) 市職員及び消防職団員の配置等**

避難住民の誘導が的確かつ迅速に行えるよう、市職員及び消防職団員の配置並びに担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

**(8) 災害時要援護者(自力避難困難者等)への対応**

災害時要援護者(介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、重度の障害者、日本語を解せない外国人等)の避難誘導を円滑に実施するために、その対応方法を記載する(高齢者世帯、福祉施設等における自ら避難することが困難な者の搬送方法等)。

**(9) 要避難地域における避難残留者の確認**

要避難地域に避難残留者が出ないように、避難残留者の確認方法を記載する(消防団員による戸別確認の実施等)。

**(10) 避難誘導中の食料等の支援**

避難誘導中に避難住民に食料、飲料水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。

**(11) 避難住民の携行品、服装**

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品及び服装について記載する。

- ・携行品 : 健康保険証、運転免許証、パスポートなど身分を証明できるもの及び非常持ち出し品
- ・服装 : 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子等

**(12) 避難に関して問題が発生した際の緊急連絡先等**

避難に関して問題が発生した際の市の緊急連絡先を記述する。

## 2 離島避難タイプ

### (1) 平素からの備え

- ① 市は、防災に関する体制を最大限活用するとともに、それぞれが収集した情報等を平素から共有し、避難住民の誘導が的確かつ迅速に実施できるよう備える。
- ② 市は、離島の住民の人口、避難住民の運送を求める運送事業者及び市営定期船(市定期船課から聴取)の状況を把握し、離島住民の避難のための輸送能力の検討に資する。
- ③ 市は、昼夜間・通勤及び通学・観光客等の状況を勘案し、それぞれの島の住民及び滞在者の概数を平素から把握しておく。

### 概数の把握の要領〔例〕

(単位：人)

〇〇島		観光客等		島 外			島の人口 (f)	避難人員の推定数 (g)
		宿泊 (a)	日帰り (b)	通勤 (c)	通学 (d)	外出等 (e)		
昼 間	〇〇町							
	〇〇町							
	〇〇町							
	計							
夜 間	〇〇町							
	〇〇町							
	〇〇町							
	計							

※昼間人口(g)=(f)+(a)+(b) - (c) - (d) - (e)

夜間人口(g)=(f)+(a) - (e)

- ④ 市は、公共交通機関がない離島内の漁港までの移動に関し、災害時要援護者の輸送に限り自家用乗用車の使用を認める。
- ⑤ 市は、県と協力して緊急時の航空輸送(ヘリコプター)のための、緊急着陸場の点検・整備及び県警察及び指定公共機関等との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておく。
- ⑥ 市は、自衛隊及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送が、特に必要とする場合、県に対して要請の手続きを定めておく。
- ⑦ 市は、離島の各出張所を活用し、的確かつ迅速に避難を行うため、避難経路、避難方法等について、あらかじめ検討し、具体化しておく。

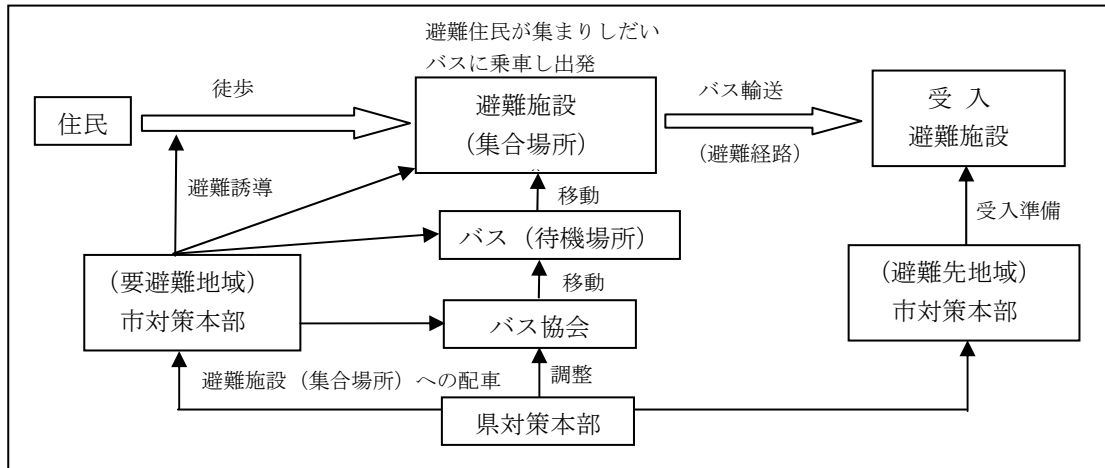
(2) 武力攻撃事態等における対応

- ① 市長は、県知事の避難の指示で示された主要な避難の経路、避難のための交通手段、その他避難の方法、県国民保護対策本部からの情報を踏まえ、運送手段を効率的に活用するため、離島内の地域を分割し、避難の時期、避難の経路、避難の手段等を決定し、あらかじめ準備した避難実施要領のパターン(モデル)を参考に、鳥羽海上保安部、鳥羽警察署その他関係機関の意見を聴いて避難実施要領を定める。
- ② 市長は、避難住民の誘導を実施するため必要があるときは、市と県の役割分担に基づき、県知事に対し応援を求める。
- ③ 市長は、海上保安庁又は自衛隊の部隊等による避難住民の運送が特に必要と認めるときは、県知事に対して当該機関による支援要請を求める。

### 第3節 輸送手段による避難のフロー

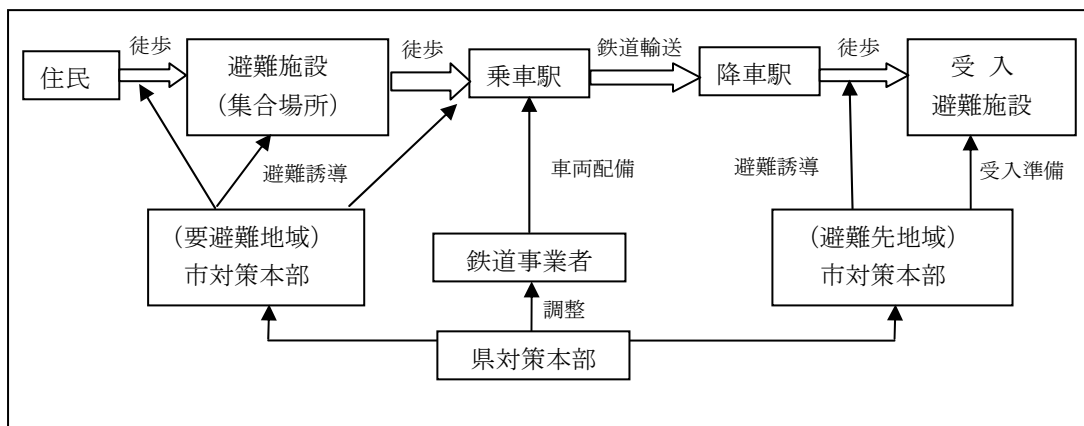
#### (1) バスによる避難

- ① 住民は、各地区の市内の避難施設(集合場所)に原則徒歩で集合
- ② 集合者を確認した後、バス輸送で受入避難施設に移動



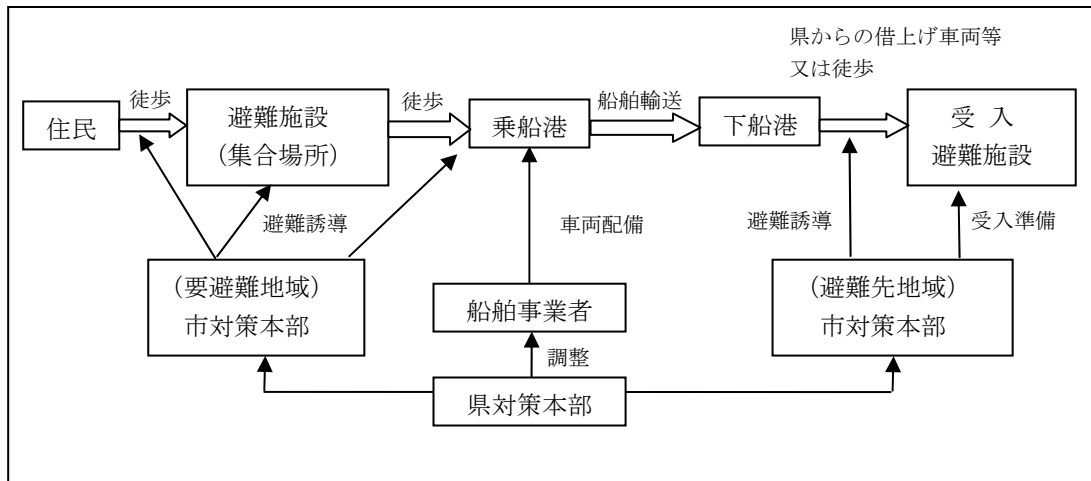
#### (2) 鉄道による避難

- ① 住民は、各地区の避難施設(集合場所)に原則徒歩で集合
- ② 集合者を確認した後、住民は原則徒歩で最寄りの乗車駅へ移動
- ③ 乗車駅から鉄道輸送で降車駅に移動
- ④ 降車駅から受入避難施設まで、原則徒歩で移動



#### (3) 船舶による避難

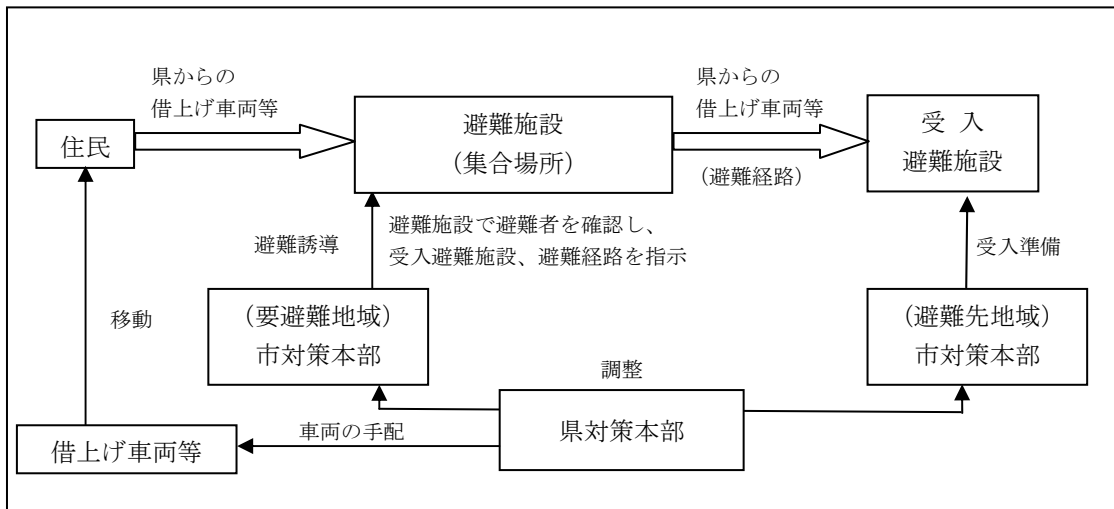
- ① 住民(島民)は、各地区であらかじめ指定された避難施設(集合場所)に原則徒歩で集合
- ② 集合者を確認した後、住民は原則徒歩で乗船港へ移動
- ③ 乗船港から船舶輸送で下船港に移動
- ④ 下船港から受入避難施設まで、県からの借り上げ車両又は徒歩で移動



(4) 借上げ車両等による避難(災害時要援護者)

- ① 県の借上げ車両等により各地区であらかじめ指定された避難施設(集合場所)に移動
- ② 災害時要援護者を確認し、受入避難施設および避難経路を指示
- ③ 県の借上げ車両等により受入避難施設まで移動

※県からの借上げ車両等の範囲：市の公用車、県の公用車、バス、災害時要援護者の避難に用いる自家用車(マイカー、地域内の事業所の車両、介護タクシーなどを想定)



## 第4節 避難実施要領のパターン

### 1 市において想定される武力攻撃事態

三重県は、着上陸侵攻、航空攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び弾道ミサイル攻撃の4類型を想定される武力攻撃事態としている。

着上陸攻撃	ゲリラや特殊部隊による攻撃	弾道ミサイル攻撃	航空攻撃
侵略国が侵攻正面において海上又は航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊等を上陸又は着陸させて侵攻すること	ゲリラ及び特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊及び人員に対する攻撃が行われるもの並びに正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺及び中枢機関への攻撃が行われるもの	弾道ミサイル攻撃による攻撃をいい、長距離にある目標を攻撃することが可能であり、大量破壊兵器(核、生物及び化学兵器)を搭載して攻撃することも可能	重要な施設の破壊を目的として、航空機に搭載したミサイルとにより急襲的に行われる攻撃

### 2 市において想定される緊急処理事態

緊急処理事態の内容として市に想定される事態を次のように整理する。

攻撃対象施設等による分類		攻撃手段による分類	
危険性を内在する物質を有する施設	多数の人が集合する施設等	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃(航空機自爆テロ、弾道ミサイル等)
<b>【事態例】</b> <b>■危険物積載船への攻撃</b> 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞並びに海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。	<b>【事態例】</b> <b>■大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</b> <b>■列車等の爆破</b> 大規模集客施設、主要駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。	<b>【事態例】</b> <b>■ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散</b> 爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による被害と放射能による被害をもたらす。	<b>【事態例】</b> <b>■航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ</b> <b>■弾道ミサイル等の飛来</b> 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

		<p><b>【事態例】</b></p> <p>■炭素菌等生物剤の航空機等による大量散布</p> <p>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、すでに被害が拡大している可能性がある。</p> <p><b>【事態例】</b></p> <p>■市街地等におけるサリン剤等化学剤の大量散布</p> <p>化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。</p>	<p>攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。</p> <p>爆発、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p>
--	--	---	---

## 第5節 市における避難実施要領のパターン(モデル)

市の地域特性等を踏まえ、以下の5つの武力攻撃事態及び1つの緊急対処事態のケースについて、避難実施要領のパターン(モデル)を作成する。

- 1 弾道ミサイル攻撃のケース(突発的で着弾地が不明の場合)
- 2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃のケース(比較的時間的な余裕がある場合)
- 3 離島からの避難のケース(比較的時間的な余裕があり被害範囲が島全体)
- 4 市民全員及び観光客等の市外への避難のケース
- 5 ゲリラ・特殊部隊による攻撃のケース(大規模集客施設が攻撃される恐れのある場合)
- 6 緊急対処事態のケース(突発的な集客施設への薬剤散布による無差別テロ行為の場合)



## 1 弾道ミサイル攻撃のケース(突発的で着弾地が不明の場合)

即時に弾道ミサイル発射の恐れがある場合 ⇒ 「屋内避難」タイプ

### (1) 想定事態の状況及び避難の必要性

- ・ 県から「警報の通知」と「避難の指示」が同時に出され、これを受けた市対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報内容及び屋内避難の指示を住民等に通知・伝達する(「避難誘導」は実施できない)。
- ・ 市担当職員は、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民等に警報の発令と屋内避難の指示を伝達し、周知する。  
※防災行政無線のサイレン音は、内閣官房サイトで視聴が可能であり、あらかじめ訓練等を通じ住民に周知させておくことが重要である。  
※「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」が配備された場合には、国において、各市(町)の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。
- ・ 市担当職員は、関係機関に対し電話及びFAXにより警報の通知と避難の指示を伝達する。

### (2) 事態の特徴

- ・ 弾道ミサイル攻撃目標及び着弾地の特定が困難である。
- ・ 国からは警報と避難措置の指示が同時に出される。
- ・ ミサイル発射から着弾までの時間的な余裕がない。
- ・ 市は、十分な避難実施要領を作成する時間がない。

### 避難実施要領(一例)

鳥羽市長

〇月〇日〇時現在

#### 1 避難先・経路・手段・その他避難の方法

市内の住民等は、直ちに屋内に避難する。

- ・ 建屋内にいる者…極力建物の中央部に避難する。
- ・ 屋外にいる者……近くのコンクリート建物や地下施設に避難する。
- ・ 車両内に在る者…車両を道路外(やむを得ず道路において避難するときは、道路の左端に寄せて駐車するなど緊急通行車両の妨げとならないようにする)に駐車し、近くのコンクリート建物や地下施設に避難する。

#### 2 避難の実施に関して必要な他の事項

##### (1) 市が住民等に周知すべき留意事項

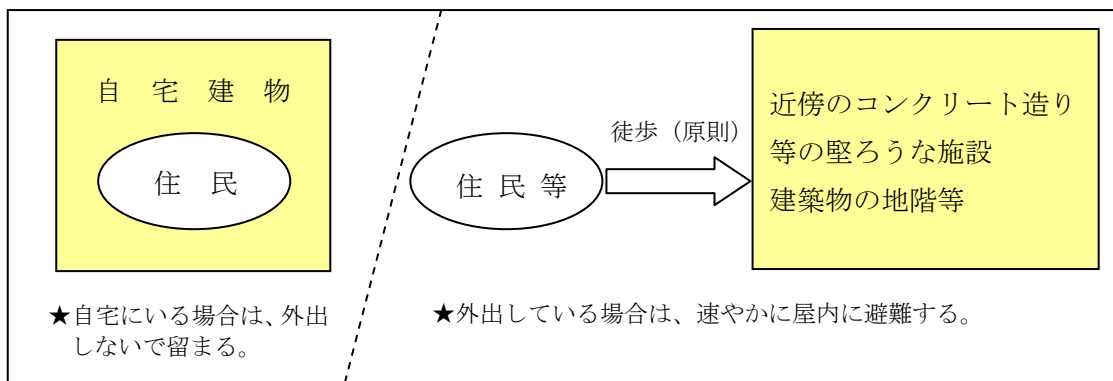
- ・ 防災行政無線、テレビ、ラジオ等により情報の継続的な入手に努める。
- ・ ドア、窓、雨戸をすべて閉め、必要によりガムテープ等で目張りをする。
- ・ 換気口を閉め、エアコンや換気扇を停止する。
- ・ 火気の使用を停止する。
- ・ 窓ガラスには近づかない。
- ・ 今後の避難に備え、非常持出品を準備し、身軽な服装に着替えておく。

市民への放送案文（一例）

- ① 「警報が発令されました。警報が発令されました。」
  - ② 「国から、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報が発令されました。」
  - ③-1 「直ちに屋内に避難してください。」
  - ③-2 「屋外にいる人は、近くのコンクリートの建物か地下施設に避難してください。」
  - ③-3 「車両内にいる人は、車両を道路外に駐車し、近くのコンクリートの建物か地下施設に避難してください。」
  - ④ 「連絡先は「鳥羽市国民保護対策本部」です。電話番号は、0599-25-1118です。」  
「繰り返します。」
- ※防災行政無線により繰り返し上記の内容を放送する。

(3) 住民避難の基本タイプ

本ケースは、「屋内避難」タイプとなる。徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。



(4) 本ケースにおける対処上の留意点

- ① NBCを伴う弾道ミサイル攻撃は、NBCによる汚染の状況が目に見えないため、住民は危険が知覚できない。特に、行政の専門機関による速やかな情報提供が必要である。
- ② 住民が近傍で弾道ミサイルの着弾音と思える不審な音を聴いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知する。
- ③ 一般の住民は、弾道ミサイルの着弾地点の周辺から離れることが原則であり、興味本位で近づかないよう周知する。
- ④ 観光客等住民以外の滞在者について、県及び市から大規模集客施設や店舗等に対して協力を求める。
- ⑤ 放送事業者の速やかな情報伝達機能にかんがみ、重要な情報は、すぐに放送事業者に提供することが必要である。

伝達先	伝達内容
放送事業者	避難実施要領の内容

## 2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃のケース(比較的時間的な余裕がある場合)

### 鳥羽市内の中で一部住民が避難する場合 ⇒ 「市内避難」タイプ

#### (1) 想定事態の状況及び避難の必要性

- ・S市のK海岸に上陸したと思われる約50名程度の武装工作員は、S山・M山方向に向かっている模様である。
- ・国の対策本部長は、国民保護措置として警報を発令し、三重県を武力攻撃の発生が予測される地域として警戒を促している。
- ・自衛隊は、武装工作員の掃討のため、A地区のB町・C町、D地区のE町・F町・G町に集結している。
- ・県対策本部長は、鳥羽市長にA地区のB町・C町、D地区のE町・F町・G町を要避難地域として指定し、当該地域住民の避難先地域を市内H地区及びI地区とする避難の指示を通知した。

#### (2) 事態の特徴

- ・計画的な避難が可能である。
- ・市内における一時的な避難となる。
- ・ゲリラ等による直接・具体的な住民被害は考えにくい。

#### 避難実施要領(一例)

鳥羽市長

○月○日○時現在

#### 1 避難先・経路・手段・その他避難の方法

##### (1) 全般的な方針

A地区のB町・C町の住民等は、H地区にある避難施設Jを避難先として、またD地区のE町・F町・G町の住民等は、I地区にあるK小学校及びK中学校を避難先として、○月○日○時を目途に住民等の避難を開始する。

##### (2) 避難施設の名称・所在等

###### ① 避難施設J

- ・住所：鳥羽市鳥羽○丁目○番○号
- ・電話：0599-25-○○○○

###### ② K小学校

- ・住所：鳥羽市○○町○番地
- ・電話：0599-○○-○○○○

###### ③ K中学校

- ・住所：鳥羽市○○町○番地
- ・電話：0599-○○-○○○○

##### (3) 避難の経路、避難の手段及び避難開始時期等

###### ① A地区のB町、C町の住民等

- ・避難の経路：国道167号
- ・避難の手段：県からの借り上げバスによる。

- ・避難開始時期：〇月〇日〇時～
- ・B町住民等の集合場所：A小学校グラウンド
- ・C町住民等の集合場所：A中学校グラウンド
- ② D地区のE町・F町・G町の住民等
  - ・避難の経路：県道〇〇線～市道〇〇線
  - ・避難の手段：徒歩による。
  - ・避難開始時期：〇月〇日〇時～
  - ・E町住民等の集合場所：D小学校グラウンド
  - ・F町住民等の集合場所：D小学校グラウンド
  - ・G町住民等の集合場所：D中学校グラウンド

## 2 避難誘導の具体的な実施方法、職員配置・役割等

### (1) 避難誘導の具体的な実施方法

- ① A地区住民等の避難誘導の具体的な実施方法は、次のとおりとする。
  - ・ A地区B町の住民〇〇世帯〇〇人及び観光客約〇〇人は、国道167号(予備経路 県道〇〇線)で三重交通の大型バス2台の往復輸送によって、〇月〇日〇時から避難を開始する。  
避難住民等は、A小学校グラウンド(集合場所)から乗車し、避難施設Jに避難する。  
なお、A小学校グラウンドには、市職員が避難誘導要員として避難者リストの作成及び乗車の誘導を行う。
  - ・ A地区C町の住民〇〇世帯〇〇人及び観光客約〇〇人は、国道167号(予備経路 県道〇〇線)で三重交通の大型バス5台の往復輸送によって、〇月〇日〇時から避難を開始する。  
避難住民等は、A中学校グラウンド(集合場所)から乗車し、避難施設Jに避難する。  
なお、A中学校グラウンドには、市職員が避難誘導要員として避難者リストの作成及び乗車の誘導を行う。避難施設Jでは市職員が避難施設運営要員として避難住民等の確認を行い、順次、食料や飲料水を配給する。
- ② D地区のE町・F町・G町の住民〇〇世帯〇〇人は、徒歩により〇月〇日〇時から避難を開始する。避難施設は、E町の住民はI地区のK小学校、F町及びG町の住民はI地区のK中学校として、市職員が避難施設運営要員として避難住民の避難者リストの作成を行い、順次、食料や飲料水を配給する。

### (2) 職員配置・役割分担

避難住民等の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の分担を行う。

- ① 住民等への周知要員……………市職員及び消防団員により実施する。
- ② 避難誘導要員……………A小学校グラウンド、A中学校グラウンド、D小学校グラウンド、D中学校グラウンド、避難施設J、K小学校及びK中学校に市職員2名一組を派遣する。
- ③ 現地連絡要員……………市職員及び消防団員により実施する。
- ④ 現地調整所の設置要員………現地調整所は、市職員をもって運営する。また、状況により市職員

を増員する。

⑤ 避難施設運営要員……………避難施設J、K小学校及びK中学校の避難施設の運営は市職員各2名により実施する。

⑥ 水・食料等支援要員……………別途計画

### (3) 避難残留者の確認

市職員及び消防団員は、速やかに要避難地域に避難残留者がいないか点検・確認する。

### (4) 災害時要援護者への対応

障害者その他、特に配慮を要する災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、重篤な傷病者で自力避難が困難な人を優先的に避難誘導する。また、自力で移動できない者は、介助者による自家用車の使用を認める。

## 3 避難の実施に関し必要な他の事項

### (1) 緊急時の連絡先

避難誘導から離脱した場合等の緊急連絡先は「鳥羽市国民保護対策本部」とする。

・電話 : 0599-25-1118(直通)

・夜間・休日 : 0599-25-1111

・FAX : 0599-25-3111

### (2) 避難実施要領の住民等への伝達

① 市担当職員は、防災行政無線により要避難地域の住民等に避難実施要領の内容を伝達する。

② 市担当職員は、A地区のB町・C町、D地区のE町・F町・G町の町内会長、自主防災組織の長、消防団長に住民への避難の指示を伝達するよう依頼する。また、鳥羽警察署などの関係機関に避難実施要領を電話及びFAX等により通知し避難誘導を求める。

③ 市担当職員は、ボランティア団体等の避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護施設関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容を伝達する。

④ 日本語を解せない外国人の対応として通訳者等の応援を求める。

⑤ 市担当職員は、速やかに報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

### (3) 誘導に際しての留意点及び市職員等の心得

市職員及び消防団員は、誘導にあたって以下の点に留意する。

① 市職員及び消防団員は、住民等が恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。

② 市の誘導担当職員は、防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。

③ 市の誘導担当職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

④ 学校や事業所に対しては、原則として避難施設(集合場所)まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(4) 市が住民等に周知すべき留意事項

- ① 要避難地域の住民に対しては、隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行う。
- ② 消防団、自主防災組織、町内会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で避難誘導を行うよう依頼し、混乱の防止に努める。
- ③ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。
- ④ 留守宅の戸締りを確実にして、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行する。
- ⑤ 服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報する。

(5) 市職員等の安全の確保

- ① 避難誘導を行う市職員等に対して二次被害が生じないように、国の現地対策本部(設置された場合)や県からの情報、市対策本部において集約した最新の情報を提供する。
- ② 必要に応じ現地調整所を設けて、現場での関係機関との情報共有・活動調整を行う。
- ③ 避難誘導を行う市職員等に対して、特殊標章腕章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(6) 市対策本部における各部の役割

「鳥羽市国民保護計画」に示す「第3編 第2章 表3-1『市の各課等における武力攻撃事態における主要な業務』」を基本とする。

(7) 避難誘導に係る連絡調整等

- ① 借り上げバスの運行は、県防災危機管理部及び県警察本部と調整して行う。
- ② 借り上げバス運転手、現地派遣の県職員との連絡要領は、別に示す。
- ③ 当該事態の状況が変化した場合の対処は、別に示す。
- ④ 市国民保護対策本部設置場所は、鳥羽市役所総務課会議室とする。

(8) 避難住民等の受入・救援活動の支援

避難施設(避難施設J、K小学校及びK中学校)に市職員を派遣して、避難住民の安否確認を行うとともに、県の支援のもと食料、飲料水等の支給を行う。

市民への放送案文(一例)

共通放送内容

- ① 「避難の指示が発令されました。避難の指示が発令されました。」
- ②-1 「約50名程度の武装工作員が、S市のK海岸に上陸したと思われます。現在、S山・M山方向に向かっているとのことです。」
- ②-2 「県対策本部長は、鳥羽市長にA地区のB町・C町、D地区のE町・F町・G町を避難地域として指定し、当該地域住民の避難先地域を市内H地区及びI地区とする避難の指示を通知しました。」

③-1 「市は、A地区のB町・C町の住民は、H地区にある避難施設Jを避難先として、またD地区のE町・F町・G町の住民は、I地区にあるK小学校及びK中学校を避難先として、〇月〇日〇時を目途に住民の避難を開始することにしました。」

#### 地区別放送内容（地区ごとに放送が可能な場合）

・A地区のB町・C町に対する放送内容

③-2 「A地区B町の皆さんは、A小学校グラウンドに、C町の皆さんは、A中学校グラウンドに〇月〇日〇時までに集合してください。市職員の誘導に従い、借り上げバスにより、H地区の避難施設Jに避難することになります。」

・D地区のE町・F町・G町に対する放送内容

③-3 「D地区E町とF町の皆さんは、D小学校グラウンド、G町の市民の皆さんは、D中学校グラウンドに〇月〇日〇時までに集合してください。市職員の誘導に従い、E町の市民の皆さんは、I地区のK小学校、F町とG町の市民の皆さんは、I地区のK中学校を避難施設として、徒歩により、避難することになります。」

#### 共通放送内容

④-1 「緊急連絡先は「鳥羽市国民保護対策本部」です。電話番号は、0599-25-1118です。」

④-2 「集合場所及び避難施設には、市職員及び消防団員がおりますので、その指示に従うとともに、分からない点等はお尋ねください。」

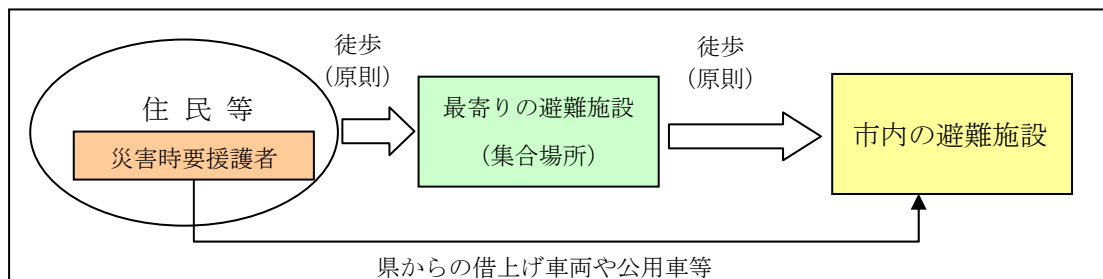
⑤-1 「戸締りを確実にしてください。携行品は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証などの身分証明書、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品です。」

⑤-2 「服装や行動、態度から不審者と思われるたら、市職員、消防署員、警察官等に通報してください。」

※防災行政無線により繰り返し上記の内容を放送する。

### (3) 住民避難の基本タイプ

本ケースは、「市内避難」タイプとなる。避難方法として、避難施設(集合場所)までは徒歩を原則とする。ただし、災害時要援護者(自力避難困難者等)の避難は、県からの借上げ車両や公用車等を使用する。



(4) 本ケース(武力攻撃等で比較的時間の余裕がある場合)の対処上の留意点

ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように現場において事態が刻々と変化することが予測される状況においては、現地で活動する自衛隊、警察等の関係機関から情報や助言を得て、避難の方法を決める必要がある。

(5) 避難誘導に係る全般的な共通の留意点

- ① 行政の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけなければならないが、その際、住民への情報提供、要援護者の避難誘導について特に配慮する。
- ② 避難実施要領の作成にあたっては、各執行機関、消防機関、県、警察機関、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、各機関からの情報や助言を踏まえて調整し、避難の方法を決定する。
- ③ 市の対策本部は、市の区域での措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて調整活動に当たる。
- ④ 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、「現地調整所」に必ず連絡し、「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが重要である。また、現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り、連携の取れた対応を行う。
- ⑤ 国の「現地対策本部」が設置された場合は、当該本部に市の職員を連絡調整員として派遣し、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させる。
- ⑥ 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要である。具体的には、以下の支援措置を講ずる。
  - ア 福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置
  - イ 消防団や自主防災組織による情報が伝達されているか否かの確認
  - ウ 社会福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員、介護施設関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
  - エ 一人ひとりの災害時要援護者のための「避難支援計画」の策定等
- ⑦ 市は、老人福祉施設等の施設管理者が、車椅子や担架による移動補助、車両による搬送等の措置を適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段を検討する。
- ⑧ 「避難支援計画」を策定するためには、要援護者情報の把握・共有が不可欠である。また、その方法として次のものがあげられる。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援計画を策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(制度を周知した上で、)自ら希望した者についての避難支援計画を策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しないものへの対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、避難行動要支援者となり得る者の全体像が把握できない。



共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。
--------	---	--

※「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)より

- ⑨ 市は、避難誘導の際にあって市民に対して適時適切な情報提供に努める。
- ⑩ 住民の不安感をなくすため、事態の状況や避難に関する情報のみならず、県や市の対応の状況についても、可能な限り提供する(状況に変化が無い場合でも、現状に関し情報提供を続けることは必要)。また、自然災害時以上に避難残留者への対応が必要になる可能性が高く、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うことなどにより、避難残留者への説得を行う。
- ⑪ 市は、放送事業者の速やかな情報伝達機能にかんがみ、重要な情報は、すぐに放送事業者に提供する。
- ⑫ 市は、外国人を含む災害時要援護者など情報が届きにくい住民に対しては、町内会、自主防災組織、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供を行う。このため平素から十分な連携を図ることに努める。
- ⑬ 市は、避難誘導における安全確保のため、避難誘導の開始前に、警察等との調整を行い、避難経路の要所に職員を配置して、誘導、連絡調整に当たらせるとともに、市の車両、消防車、案内板などを配置して誘導の円滑化を図る。
- ⑭ 市は、避難施設(集合場所)からバス等で移動する場合は、職員を派遣し避難住民等の乗車等の調整に当たらせる。
- ⑮ 市は、避難誘導の実施にあたり、避難住民等が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落しないよう注意喚起する。
- ⑯ 避難誘導の責任者等は、次の点に留意して活動する。
  - ア 住民等は、恐怖心や不安感の中で避難することになるため、誘導員は、より一層、沈着冷静かつ毅然たる態度保つ。
  - イ 誘導員は、防災活動服や特殊標章腕章等により、誘導員である立場や役割を明確にして、その活動に理解を求める。
  - ウ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
  - エ 誘導員は、隣近所の住民に声をかけ合い、相互に助け合って避難を行うよう促す。

### 3 離島からの避難のケース(比較的時間の余裕があり被害範囲が島全体)

#### ダーティボムにより A 島からの全員避難 ⇒ 「離島避難」タイプ

##### (1) 想定事態の状況及び避難の必要性

- ・国の対策本部は、国民保護措置として警報を発令し、三重県を武力攻撃の発生が予測される地域として警戒を促している。
- ・国の対策本部長は、三重県に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令した(「関西地区において特殊部隊らしき勢力が原子力発電所、石油コンビナートなど数箇所に攻撃、破壊活動を実施しており、東進するおそれがあることから岐阜県・愛知県・三重県に警報を発令する。」という内容)。
- ・紀伊半島沖合の熊野灘において、国籍不明の潜水艦数隻が航行している模様である(自衛隊、海上保安庁の情報)。
- ・国の対策本部長は、A 島に対する武装工作員の侵攻(ダーティボムにより A 島を汚染し、使用不能にする狙い)の可能性を考慮し、鳥羽市 A 島を要避難地域とする避難措置の指示を通知した。
- ・県知事は、これに基づき A 島を要避難地域とする避難の指示を、次のとおり通知した。

「県は、鳥羽市 A 島を要避難地域に指定し、A 島の住民全員が島から避難すること。避難先地域は当初、鳥羽市とする。避難手段は船舶による。この際、市営定期船を最大限活用する。避難住民の避難誘導は、鳥羽市長が担当する。避難誘導の実施にあたり、県は最大限の支援を実施する。」という主旨

##### (2) 事態の特徴

- ・放射性物質を含んだ爆発物により島を放射能による汚染地域とする狙い。
- ・放射性物質は、目に見えない、匂いも無い(検知機材が無ければ、わからない)。
- ・攻撃までは時間的な余裕がある。

#### 避難実施要領(一例)

鳥羽市長

〇月〇日〇時現在

##### 1 避難先・経路・手段・その他避難の方法

###### (1) 全般的な方針

- ① 市は、A 島の全域の住民約〇〇名について避難施設を鳥羽市(本土)の避難施設 B、C 小学校として、〇〇日 12:00 から避難を開始し、〇日間で避難を完了する。
- ② 島外への避難住民の運送は、市営定期船 5 隻により往復輸送して行う。
- ③ 避難誘導の方法については、各現場における警察、海上保安部からの助言により適宜修正する。

###### (2) 避難施設の名称・所在等

- ① 避難施設 B

- ・住所：鳥羽市鳥羽〇丁目〇番〇号
- ・電話：0599-25-〇〇〇〇

② C小学校

- ・住所：鳥羽市〇〇町〇番地
- ・電話：0599-〇〇-〇〇〇〇

(3) A 島住民の避難の経路、避難の手段、避難開始時期等

- ① 避難の経路：A 港から D 港
- ② 避難の手段：市営定期船第〇〇鳥羽丸
- ③ 避難開始時期：〇月〇日〇〇時～
- ④ 集合場所：A 小学校グラウンド

2 避難誘導の具体的な実施方法、職員配置・役割等

(1) 避難誘導の具体的な実施方法

A島住民〇〇世帯〇〇人は、市営定期船第〇〇、第〇〇、第〇〇、第〇〇、第〇〇鳥羽丸によって〇月〇日〇〇時から避難を開始する。避難住民は、A港から乗船しD港で下船、鳥羽市(本土)の避難施設B及びC小学校に避難する。

なお、A港においては、市職員が避難施設(集合場所)で作成した避難者リストにより避難住民の確認を行い、順次、住民を落ち着いて乗船させる。また、A港並びにD港の両港においては、各種の問い合わせへの対応、連絡調整も行う。

(2) 職員配置・役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行われるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の分担を行う。

- ① 住民への周知要員……市職員及び消防団員により実施する。
- ② 避難誘導要員……市職員2名1組をA小学校に派遣する。
- ③ 現地連絡要員……市職員2名1組をA小学校に派遣する。
- ④ 現地調整所の設置要員…A小学校に設置する。
- ⑤ 避難施設運営要員……避難施設B、C小学校の運営は市職員各2名により実施する。
- ⑥ 水・食料等支援要員……別途計画

(3) 避難残留者の確認

市職員及び消防団員は、速やかに要避難地域に避難残留者がいないか点検・確認する。

(4) 災害時要援護者への対応

障害者その他、特に配慮を要する災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、重篤な傷病者で自力避難が困難な人を優先的に避難誘導する。また、自力で移動できない者は、介助者による自家用車を使用する。

3 避難の実施に関し必要な他の事項

(1) 緊急時の連絡先

避難誘導から離脱した場合等の緊急連絡先は「鳥羽市国民保護対策本部」とする。

- ・電話 : 0599-25-1118(直通)
- ・夜間・休日 : 0599-25-1111
- ・FAX : 0599-25-3111

## (2) 避難実施要領の住民への伝達

- ① 市担当職員は、防災行政無線により要避難地域の住民に避難実施要領の内容を伝達する。
- ② 市担当職員は、A町の町内会長や自主防災組織の長、消防団長に住民への避難の指示を伝達するよう依頼する。また、鳥羽警察署などの関係機関に避難実施要領を電話及びFAX等により通知し避難誘導を求める。
- ③ 市担当職員は、社会福祉事務所、ボランティア団体等の避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護施設関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容を伝達する。
- ④ 日本語を解せない外国人の対応として通訳者等に応援を求める。
- ⑤ 市担当職員は、速やかに報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

## (3) 誘導に際しての留意点及び市職員等の心得

市職員及び消防団員は、誘導にあたって以下の点に留意する。

- ① 市職員及び消防団員は、住民が恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。
- ② 市の誘導担当職員は、防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ③ 市の誘導担当職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- ④ 学校や事業所に対しては、原則として避難施設(集合場所)まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

## (4) 市が住民等に周知すべき留意事項

- ① 要避難地域の住民に対しては、隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行う。
- ② 消防団、自主防災組織、町内会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で避難誘導を行うよう依頼し、混乱の防止に努める。
- ③ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。
- ④ 留守宅の戸締り、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行する。
- ⑤ 服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報する。

## (5) 市職員等の安全の確保

- ① 避難誘導を行う市職員等に対して二次被害が生じないように、国の現地対策本部(設置された場合)や県からの情報、市対策本部において集約した最新の情報を提供する。

- ② 必要に応じ現地調整所を設けて、現場での関係機関との情報共有・活動調整を行う。
- ③ 避難誘導を行う市職員等に対して、特殊標章腕章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(6) 市対策本部における各部の役割

「鳥羽市国民保護計画」に示す「第3編 第2章 表3-1 『市の各課等における武力攻撃事態における主要な業務』を基本とする。

(7) 避難誘導に係る連絡調整等

- ① 船舶の運行は、県防災危機管理部及び鳥羽海上保安部と調整して行う。
- ② 現地派遣の県職員との連絡要領は、別に示す。
- ③ 当該事態の状況が変化した場合の対処は、別に示す。
- ④ 市国民保護対策本部設置場所は、鳥羽市役所総務課会議室とする。

(8) 避難住民の受入・救援活動の支援

避難施設(避難施設B、C小学校)に市職員を派遣して、避難住民の安否確認を行うとともに、県の支援のもと食料、飲料水等の支給を行う。

市民への放送案文（一例）

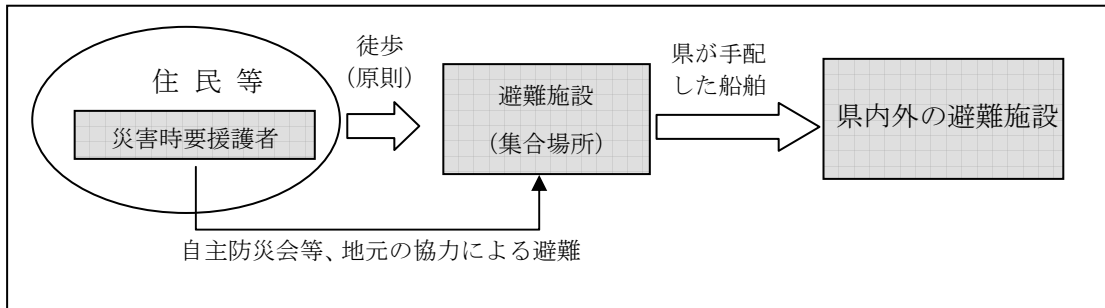
A島住民に対する放送

- ① 「避難の指示が発令されました。避難が発令されました。」
- ② 「国の対策本部は、鳥羽市 A 島に対し、武装工作員が特殊爆弾により、島を汚染するおそれがあるとして、A 島全域を要避難地域とする避難措置の指示を発令しました。」
- ③-1 「市は、A 島の全域の住民に対し、避難施設を鳥羽市(本土)避難施設 B、C 小学校として、〇〇日 12 時から避難を開始し、〇〇日を目途に避難を完了します。」
- ③-2 「皆さんは、まず G 小学校グラウンドに集合してください。A 港への移動は、市職員等が誘導します。A 港から D 港への避難は、市営定期船 5 隻により往復輸送で行います。」
- ④ 「連絡先は「鳥羽市国民保護対策本部」です。電話番号は、0599-25-1118です。」  
「集合場所及び避難施設については、市職員及び消防団員がおりますので、その指示に従うとともに分からない点等はお尋ねください。」
- ⑤-1 「戸締りを確実にしてください。携行品は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証などの身分証明書、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品です。」
- ⑤-2 「服装や行動、態度から不審者と思われたら、市職員、消防署員、警察官等に通報してください。」

※防災行政無線により繰り返し上記の内容を放送する。

### (3) 住民避難の基本タイプ

本ケースは「離島避難」タイプとなる。知事が指示する県内外の避難施設までは、県が手配した船舶(実際には市営定期船が優先使用されることが予想される)が基本となる。



#### 4 鳥羽市民全員及び観光客等の市外への避難のケース ⇒ 「県内避難」タイプ

##### (1) 想定事態の状況及び避難の必要性

三重県知事から通知された「避難の指示」の要旨は、次のとおりである。

##### 避難の指示(一例)

三 重 県 知 事

○月○日○時現在

1 本県は、○月○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

(1) 要避難地域：鳥羽市

(2) 避難先地域：三重県A市

(3) 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

- ① 避難に伴う物資や食料の支援は県が実施する。
- ② 避難に伴う安否情報の収集を総務省で実施する。
- ③ 海上保安庁及び自衛隊など国の機関が実施する措置については、別途示す。

2 要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って避難されたい。

(1) 鳥羽市鳥羽地区の住民及び観光客等は、A市A地区を避難先として○月○日○時を目途に避難を開始する。

① 輸送手段及び避難経路

JR東海参宮線鳥羽駅(多気行 1又は2両編成)

- ② 細部については、鳥羽市の避難実施要領による。
- ③ A市到着後は、A市職員の誘導に従って避難する。

(2) 鳥羽市長岡地区の住民は、A市B地区を避難先として○月○日○時を目途に避難を開始する。

① 輸送手段及び避難経路

近鉄志摩線加茂駅及び白木駅(近鉄鳥羽線宇治山田行 2両編成)

- ② 細部については、鳥羽市の避難実施要領による。
- ③ A市到着後は、A市職員の誘導に従って避難する。

(3) 鳥羽市長岡地区の住民は、A市C地区を避難先として○月○日○時を目途に避難を開始する。

① 輸送手段及び避難経路

バスにより国道167号及び県道47号(三重交通、30両確保の予定)

② 交通規制

夜間19:00～明朝5:00まで国道167号及び国道42号は交通規制(一般車両の通行禁止)

- ③ 細部については、鳥羽市の避難実施要領による。
- ④ A市到着後は、A市職員の誘導に従って避難する。

- (4) 鳥羽市鏡浦地区の住民は、A市D地区を避難先として〇月〇日〇時を目途に避難を開始する。
- ① 輸送手段及び避難経路  
バスによりパールロード及び国道42号(三重交通、20両確保の予定)
  - ② 夜間19:00～明朝5:00までパールロード及び国道42号は交通規制(一般車両の通行禁止)
  - ③ 細部については、鳥羽市の避難実施要領による。
  - ④ A市到着後は、A市職員の誘導に従って避難する。
- (5) 鳥羽市離島地区の住民は、A市E地区を避難先として〇月〇日〇時を目途に避難を開始する。
- ① 輸送手段及び避難経路  
鳥羽市本土までは市営定期船、近鉄鳥羽線鳥羽駅(宇治山田行 2両編成)
  - ② 細部については、鳥羽市の実施要領による。
  - ③ A市到着後は、A市職員の誘導に従って避難する。

## (2) 想定の前提条件

- ・武力攻撃事態等までは比較的時間の余裕があるものとする。避難の間は、道路、鉄道の破壊及び船舶等への攻撃はないものとする。
- ・陸上及び海上の交通機関(避難の手段)としては、県からの借り上げの大型バスの配分を受けることができ、また鉄道については平時の運行とする。市営定期船の運航は、市が計画できるものとする。
- ・観光客等は、約 13,750 人訪れており、約 13,000 人が鳥羽地区に、約 750 人が離島地区に滞在しているものとする。また、観光バスによる観光客は、約 600 人で観光バス約 15 台が鳥羽地区にあり、警報の発令後、速やかに当該観光バスを使用して避難するものとし、自家用車利用の観光客等の車両は、交通渋滞の原因となるため避難の手段としては使用できないものとする。(注：第 1 章第 3 節 2「大規模集客施設及び観光客」の留意点で、「観光バス、自家用車利用による滞in者は、できるだけ各自の観光バス、自家用車で指定の避難経路から避難するように誘導する。」ことを基本としているが、この状況では、市民全員及び観光客等が市から避難するケースであり、観光客の自家用車使用を認めたならば、交通渋滞の原因となるのみならず、市民の自家用車利用も認めざるを得なくなり、ますます混乱が予想されるため、自家用車利用による避難は実施させないこととしている。)
- ・離島の住民及び観光客は、鳥羽市本土を経由して避難するものとする。

## (3) 輸送力、輸送手段の検討

### ① 避難人員総数

避難の対象となる人員は、36,938 人(鳥羽市民：約 23,788 人、観光客：約 13,150 人(観光バス利用者約 600 人は、観光バスで速やかに避難するため対象としない。))とする。



### 避難人員の地区別及び特性別の内訳

区 分	避難人員計	地区別人口	地区別人口のうち 災害時要援護者	観光客等
鳥羽地区	17,990	5,590	1,655	12,400
加茂地区	9,108	9,108	1,786	
長岡地区	2,556	2,556	667	
鏡浦地区	1,760	1,760	507	
離島地区	5,524	4,774	1,587	750
合 計	36,938	(※1) 23,788	(※2) 6,202	13,150

(※1)平成 18 年 4 月末現在のもの

(※2)災害時要援護者のうち要介護認定者が 978 名、障害者が 988 名である。

### ② 各地区の交通手段

区 分	交通手段	備 考
鳥羽地区	鉄道：近鉄鳥羽線・JR 東海参宮線 道路：国道 42 号、国道 167 号、伊勢二見鳥羽 ライン、伊勢志摩スカイライン 航路：市営定期船、伊勢湾フェリー	陸上、海上の交通網発達
加茂地区	鉄道：近鉄志摩線 道路：国道 167 号	鉄道、道路利用可能
長岡地区	道路：県道 47 号	道路による移動に限定
鏡浦地区	道路：パールロード	道路による移動に限定
離島地区	航路：市営定期船	航路による移動に限定

### ③ 現行の輸送手段と能力

	輸送手段	推定輸送能力	試算の根拠
1	近鉄鳥羽線 宇治山田～鳥羽間	8,268 人／日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中 2 本／時間で 544 人が輸送可能</li> <li>・2 両編成(定員 272 人)7:57～21:47 間運行数計 38 本</li> <li>・乗車人員は、余裕を持って定員の 80%とする。</li> <li>・<math>272 \text{ 人} \times 0.8 \times 38 \text{ 本} = 8,268 \text{ 人} / \text{日}</math></li> </ul>
2	近鉄志摩線 鳥羽～賢島間	5,222 人／日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中 2 本/1 時間で 544 人を輸送可能</li> <li>・2 両編成(定員 272 人)8:30～20:29 間運行数計 24 本</li> <li>・乗車人員は、余裕を持って定員の 80%とする。</li> <li>・<math>272 \text{ 人} \times 0.8 \times 24 \text{ 本} = 5,222 \text{ 人} / \text{日}</math></li> </ul>
3	JR 東海参宮線 鳥羽～伊勢間	3,552 人 / 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中 2 本/1 時間で 370 人を輸送可能</li> <li>・2 両編成(定員約 250 人、1 両編成約 120 人)</li> <li>6:44～22:07 間運行数計 24 本</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>乗車人員は、余裕を持って定員の 80%とする。</li> <li><math>(370 \div 2) \times 0.8 \times 24</math> 本=3,552 人 /日</li> </ul>
4	船舶・市営定期船	1,799 人 /1 往復	<ul style="list-style-type: none"> <li>船舶・市営定期船として第 17・22・23・25・26・27・28 鳥羽丸の計 7 隻を保有</li> </ul>
5	バス	40 人×調達台数 /1 往復	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス・市保有の大型バスはないが、三重交通に定期路線バスを運行委託している「自主運行路線」とパールロード特急線として「第 3 種生活路線」がある。</li> <li>大型バス(定員 50 名)での輸送が基本となるが、乗車人員は、余裕を持って定員の 80%(40 名)とする。</li> </ul>

④ 各地区の避難者の輸送手段の振り分け

輸送手段の振り分けは、次のように仮定した。

- ・鳥羽地区：JR 東海参宮線による。
- ・加茂地区：近鉄志摩線及び近鉄鳥羽線による。
- ・長岡地区：大型バスによる。
- ・鏡浦地区：大型バスによる。
- ・離島地区：鳥羽市本土までは市営定期船、近鉄鳥羽線による。

(4) 地区別の避難所要想定

地区名		避難人員数(人)			輸送手段	推定輸 送能力	避難所 所要想定	備考 (試算の根拠)
		住民	観光客	合 計				
鳥羽 地区	参宮線単独	約5,590	約12,400	約17,990	JR東海参宮 線	3,552人 ／日	5.1日	17,990÷3,552=5.1日
	3日以降鳥 羽線併用				※ 3,552人 ／日 + 8,268人 ／日	3日	初日～2日間 3,552×2=7,104 3日目時点の残人数 17,990-(3,552×2) =10,886 10,886÷11,820=0.9	
加茂地区		約9,108	—	約9,108	近鉄志摩線 近鉄鳥羽線	5,222人 ／日	1.8日	9,108 ÷ 5,222=1.8 日 (乗車定員の少ない志摩 線を基準)
長岡地区		約2,556	—	約2,556	大型バス (定員50名)	40人 ／台	延べ 64台	2,556÷(50×0.8) =64台(定員の80%基準)
鏡浦地区		約1,760	—	約1,760	大型バス (定員50名)	40人 ／台	延べ 44台	1,760÷(50×0.8) =44台(定員の80%基準)
離島 地区	離島～ 市(本土)	約4,774	約750	約5,524	市営定期船 (7隻を活 用)	1,799 ／1往復	1日で 完了 4往復	1,799×0.8=1,439 / 1 往復 5,524÷1,439=4往復 (定員の80%基準)
	避難施設 まで				近鉄鳥羽線	3,046 ／日 (8,268- 5,222)	1.8日	5,524÷3,046=1.8日 (加茂地区住民の避難と 同時並行する。)

※JR東海参宮線と近鉄鳥羽線の推定輸送能力の合計(3,552人／日+8,268人／日=11,820人／日)

## 避難実施要領(一例)

鳥羽市長

○月○日○時現在

### 1 避難先・経路・手段・その他避難の方法

#### (1) 全般的な方針

市は、○○による武力攻撃のおそれから国民保護措置として国より市全域を要避難地域に指定され、避難先地域を三重県A市と示された。市は、鳥羽地区、加茂地区、長岡地区、鏡浦地区及び離島地区の区分により、○月○日○時から避難を開始し、4日間で避難を完了する。

#### (2) 受入避難施設の名称・所在等

(記載省略)

#### (3) 避難の経路、避難の手段及び避難開始時期等

##### ① 鳥羽地区の住民及び観光客等

- ・避難の経路：鳥羽駅からA市○○駅(到着後はA市職員の誘導に従って避難する。)
- ・避難の手段：JR東海参宮線及び近鉄鳥羽線(多気行 1又は2両編成)
- ・避難開始時間：○月○日○時～
- ・集合場所：自治会、町内会ごと定められた集合場所に集合する。集合時間は自治会、町内会ごとに個別に伝達する。集合完了後、市職員の誘導で駅へ徒歩で移動し、乗車する。
- ・住民の掌握：自治会名簿、町内会名簿により、自主防災会長等により実施し、市職員が掌握する。
- ・観光客の掌握：鳥羽駅前広場に集合させ、氏名、住所を市の職員が確認した後、乗車避難させる。避難先到着後は、A市職員又は県職員に申し送る。

##### ② 加茂地区の住民

- ・避難の経路：加茂駅及び白木駅からA市△△駅(到着後はA市職員の誘導に従って避難する。)
- ・避難の手段：近鉄志摩線～鳥羽線(近鉄鳥羽線宇治山田行 2両編成)
- ・避難開始時間：○月○日○時～
- ・集合場所：自治会、町内会ごと定められた集合場所に集合する。集合時間は自治会、町内会ごとに個別に伝達する。集合完了後、市職員の誘導で駅へ徒歩で移動し、乗車する。
- ・住民の掌握：自治会名簿、町内会名簿により自主防災会長等により実施し、市職員が掌握する。

##### ③ 長岡地区の住民

- ・避難の経路：国道167号及び県道47号
- ・避難の手段：大型バス(三重交通、30台確保の予定)
- ・避難開始時間：○月○日○時～

- ・集 合 場 所：自治会、町内会ごと定められた集合場所に集合する。集合時間は自治会、町内会ごとに個別に伝達する。集合完了後、市職員の誘導で駅へ徒歩で移動し、乗車する。
- ・住 民 の 掌 握：自治会名簿、町内会名簿により自主防災会長等により実施し、市職員が掌握する。
- ・交 通 規 制：夜間19:00～明朝5:00まで国道167号及び県道47号は交通規制(一般車両の通行禁止)

#### ④ 鏡浦地区の住民

- ・避 難 の 経 路：パールロード及び県道47号
- ・避 難 の 手 段：大型バス(三重交通、20台確保の予定)
- ・避 難 開 始 時 間：○月○日○時～
- ・集 合 場 所：自治会、町内会ごと定められた集合場所に集合する。集合時間は自治会、町内会ごとに個別に伝達する。集合完了後、市職員の誘導で駅へ徒歩で移動し、乗車する。
- ・住 民 の 掌 握：自治会名簿、町内会名簿により自主防災会長等により実施し、市職員が掌握する。
- ・交 通 規 制：夜間19:00～明朝5:00までパールロード及び県道47号は交通規制(一般車両の通行禁止)

#### ⑤ 離島地区の住民及び観光客

- ・避 難 の 経 路：乗船B港～下船C港、鳥羽駅～A市○○駅(到着後はA市職員の誘導に従って避難する。)
- ・避 難 の 手 段：鳥羽市本土まで市営定期船、その後、近鉄鳥羽線(宇治山田行 2両編成)
- ・避 難 開 始 時 間：○月○日○時～
- ・集 合 場 所：自治会、町内会ごと定められた集合場所に集合する。集合時間は自治会、町内会ごとに個別に伝達する。集合完了後、市職員の誘導で駅へ徒歩で移動し、乗車する。
- ・住 民 の 掌 握：自治会名簿、町内会名簿により自主防災会長等により実施し、市職員が掌握する。
- ・観 光 客 の 掌 握：鳥羽駅前広場に集合させ、氏名、住所を市の職員が確認した後、乗車避難させる。避難先到着後は、A市職員又は県職員に申し送る。

## 2 避難誘導の具体的な実施方法、職員配置・役割等

### (1) 避難誘導の具体的な実施方法

地区ごとに詳細計画を作成する(記載省略)。

### (2) 職員配置・役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員の分担を行う。

#### ① 地区ごとの避難詳細計画の作成要員

- ② 大型バスの配分、運行計画の作成要員
- ③ 住民への周知要員……………防災行政無線により各地区に放送するほか、市広報車、消防車、市職員及び消防団員により実施する。
- ④ 避難誘導要員……………市職員及び消防団員により市民避難の誘導を実施させるとともに観光客等の誘導・掌握のため、鳥羽駅前広場に市職員10名を派遣する。
- ⑤ 現地連絡要員……………各地区に市職員各2名を派遣し、各地区及び消防団員との連絡調整を行うとともに、現地の状況を把握する。
- ⑥ 現地調整所の設置要員……鳥羽駅、加茂駅、佐田浜港に現地調整所を設置し、市職員各5名をもって警察、消防、海上保安部との連絡調整及び避難住民状況の把握等を実施する。
- ⑦ 避難施設確認要員の派遣…避難住民の受け入れ施設の状況及び救援の要領等の確認のため市職員10名をA市に派遣する。
- ⑧ 水・食料等支援要員……………別途計画

(3) 避難残留者の確認

市職員及び消防団員は、速やかに要避難地域に避難残留者がいないか点検・確認する。

(4) 災害時要援護者への対応

障害者その他、特に配慮を要する災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、重篤な傷病者で自力避難が困難な人を優先的に避難誘導する。また、自力で移動できない者は、介助者による自家用車を使用する。

**3 避難の実施に関し必要な他の事項**

(1) 緊急時の連絡先

避難誘導から離脱した場合等の緊急連絡先は「鳥羽市国民保護対策本部」とする。

- ・電話 : 0599-25-1118(直通)
- ・夜間・休日 : 0599-25-1111
- ・FAX : 0599-25-3111

(2) 避難実施要領の住民への伝達

- ① 市担当職員は、防災行政無線により要避難地域の住民に避難実施要領の内容を伝達する。
- ② 市担当職員は、町内会長、自主防災組織の長、消防団長に住民への避難の指示を伝達するよう依頼する。また、鳥羽警察署などの関係機関に避難実施要領を電話及びFAX等により通知し避難誘導を求める。
- ③ 市担当職員は、社会福祉事務所、ボランティア団体等の避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護施設関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容を伝達する。
- ④ 日本語を解せない外国人の対応として通訳者等に応援を求める。
- ⑤ 市担当職員は、速やかに報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(3) 誘導に際しての留意点及び市職員等の心得

市職員及び消防団員は、誘導にあたって以下の点に留意する。

- ① 市職員及び消防団員は、住民が恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。
- ② 市の誘導担当職員は、防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ③ 市の誘導担当職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- ④ 学校や事業所に対しては、原則として避難施設(集合場所)まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(4) 市が住民等に周知すべき留意事項

- ① 要避難地域の住民に対しては、隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行う。
- ② 消防団、自主防災組織、町内会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で避難誘導を行うよう依頼して、混乱の防止に努める。
- ③ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。
- ④ 戸締りを確認して、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行する。
- ⑤ 服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報する。

(5) 市職員等の安全の確保

- ① 避難誘導を行う市職員等に対して二次被害が生じないように、国の現地対策本部(設置された場合)や県からの情報、市対策本部において集約した最新の情報を提供する。
- ② 必要に応じ現地調整所を設けて、現場での関係機関との情報共有・活動調整を行う。
- ③ 避難誘導を行う市職員等に対して、特殊標章腕章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(6) 市対策本部における各部の役割

「鳥羽市国民保護計画」に示す「第3編 第2章 表3-1 『市の各課等における武力攻撃事態における主要な業務』を基本とする。

(7) 避誘導に係る連絡調整等

- ① 借り上げバス及び船舶の運行は、県防災危機管理部及び県警察本部と調整して行う。
- ② 借り上げバスの運転手、現地派遣の県職員との連絡要領は、別に示す。
- ③ 当該事態の状況が変化した場合の対処は、別に示す。
- ④ 市国民保護対策本部設置場所は、鳥羽市役所総務課会議室とする。

### 市民への放送案文（一例）

- ① 「避難の指示が発令されました。避難の指示が発令されました。」
- ② 「市は、〇〇により武力攻撃されるおそれがあります。」
- ③-1 「国は、国民保護措置として、鳥羽市全域を要避難地域に指定しました。」
- ③-2 「避難先地域は三重県A市です。」
- ③-3 「市は、鳥羽地区、加茂地区、長岡地区、鏡浦地区及び離島地区に区分して、〇月〇日〇時から避難を開始し、4日間で避難を完了する予定です。」
- ③-4 「避難実施の細部については、速やかに、各地区の自治会、町内会を通じて伝達します。」
- ④-1 「連絡先は「鳥羽市国民保護対策本部」です。電話番号は、0599-25-1118です。」
- ④-2 「集合場所及び避難施設については、市職員及び消防団員がおりますので、その指示に従うとともに、分からない点等はお尋ねください。」
- ⑤-1 「戸締りを確実にしてください。携行品は、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証などの身分証明書、最小限の着替えや日用品、非常持ち出し品です。」
- ⑤-2 「服装や行動、態度から不審者と思われたら、市職員、消防署員、警察官等に通報してください。」

※防災行政無線により繰り返し上記の内容を放送する。



## 5 ゲリラ・特殊部隊による攻撃のケース(大規模集客施設が攻撃される恐れのある場合)

### 集客施設 A の爆破予告 ⇒ 「市内避難(退避を含む)」タイプ

#### (1) 想定事態の状況及び避難の必要性

- ・国の対策本部は、国民保護措置として警報を発令し、関東甲信越地域を武力攻撃の発生が予測される地域として警戒を促している。
- ・〇月〇日、集客施設 A には、約 2,500 人の観光客が訪れている。  
(鉄道利用者約 500 人、観光バス利用者約 500 人、自家用車約 1,000 人、フェリー利用者約 500 人)
- ・県庁からの次の情報が市に連絡された。

「〇月〇日〇時ごろ、不審電話がありテロリストと見られる不審者から『集客施設 A を本日〇時(6 時間後)に爆破する。』との予告があった。県警察には通報した。県は、情報収集に努めるとともに関係部局に当該爆破予告電話の事案について通知し、所掌ごとに所要の準備を指示した。」

- ・市は、上記内容を鳥羽警察署、消防署、鳥羽海上保安部、市の他の執行機関等に通知するとともに、集客施設 A 及び関係のある公共的団体に伝達した。
- ・市長は、「集客施設 A 並びに周辺 300m 以内の住民等を退避させる。」との決断をして、退避の指示を命じた。
- ・鳥羽警察署、消防関係機関は、所要の準備に着手している。

#### (2) 事態の特徴

- ・避難させる対象は、観光客が主体となる。
- ・爆破時間が予告されており、約 6 時間の対応の猶予がある。

#### 避難(退避)実施要領(一例)

鳥 羽 市 長

〇月〇日〇時現在

#### 1 退避先・経路・手段・その他退避の方法

##### (1) 全般的な方針

集客施設 A を本日〇時爆破する予告電話があった。集客施設 A 及びその周辺 300m 以内の人は、C 小学校グラウンドに退避するよう指示する。

観光客のうち、観光バス利用者は観光バスで、自家用車利用者は自家用車で退避し、鉄道利用者及びフェリー利用者は鳥羽駅に退避する。

また、市は、当該退避の指示について防災行政無線により呼びかけるとともに、集客施設 A に向かう人や車両の進入を禁止する交通規制措置をとる。

予告通り集客施設 A が爆破された場合には、C 小学校グラウンドに退避させた人を避難施設 B に移動させる。

##### (2) 集客施設 A に対する退避の指示

集客施設 A の管理者に対し、爆破予告の内容を伝達し、入館者を速やかに、かつパニック等の混乱を起こさせずに退避させるとともに、施設及びその周辺の安全点検を実施するよう求め

る。

### (3) JR東海、近鉄鳥羽駅に対する退避の指示

JR東海、近鉄鳥羽駅長に対し、爆破予告の内容を伝達し、鳥羽警察署に協力し、退避のため駅に集合した鉄道利用の観光客に対して、混乱せず、落ち着いて乗車できるよう退避の誘導を依頼する。

## 2 市の緊急態勢・職員派遣、関係機関への要請、避難施設の開設等

### (1) 市の緊急態勢及び職員の派遣等

#### ① 市国民保護対策本部の設置

国から指定を受けて市国民保護対策本部を設置する。

#### ② 市職員の派遣

市職員の派遣については、集客施設A、JR東海・近鉄鳥羽駅に市職員各2名を派遣し、観光バス、自家用車による退避の状況及びJR東海・近鉄鳥羽駅における観光客の誘導状況について確認、報告させる。

#### ③ 現地調整所の設置

〇〇〇〇に現地調整所を設置し、現地で活動する鳥羽警察署、消防署、鳥羽海上保安部との情報の共有と連絡調整にあたらせる。

### (2) 関係機関等への連絡及び要請

#### ① 鳥羽警察署に対する要請

集客施設A周辺及び集客施設Aから鳥羽駅間の交通統制及び誘導並びに集客施設Aの不審者、不審物の捜索を要請する。

#### ② 消防本部及び消防署等に対する通知

鳥羽警察署と連携して要所に消防車両を配置し、車載の拡声器を活用した誘導の実施、自力歩行困難な災害時要援護者の運送実施及び爆破災害発生時の対処準備を通知する。消防団には、消防署と連携して自主防災組織、町内会等と連携した退避の誘導の実施、災害時要援護者に関する情報の確認、退避地域内の避難残留者の確認を依頼する。

### (3) 避難施設の開設等

① 予告通り集客施設Aが爆破された場合には、避難施設Bを避難施設として開設し、関係機関及び退避地域所在の住民に伝達する。

② 県及び志摩医師会と爆破災害が生じたときの対処について連絡調整する。

### (4) 避難残留者の確認

市職員及び消防団員は、速やかに退避地域に避難残留者がいないか点検・確認する。

### (5) 災害時要援護者への対応

障害者その他、特に配慮を要する災害時要援護者に対する退避の誘導にあたっては、重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、重篤な傷病者で自力退避が困難な人を優先的に退避誘導する。また、自力で移動できない者は、介助者による自家用車を使用する。

### 3 退避の実施に関して必要な他の事項

#### (1) 緊急時の連絡先

退避の誘導から離脱してしまった場合等の緊急連絡先は「鳥羽市国民保護対策本部」とする。

- ・電話 : 0599-25-1118(直通)
- ・夜間・休日 : 0599-25-1111
- ・FAX : 0599-25-3111

#### (2) 避難(退避)の実施要領の住民への伝達

- ① 市担当職員は、防災行政無線により、退避地域の住民及び観光客に避難(退避)実施要領の内容を伝達する。
- ② 市担当職員は、避難(退避)の実施要領について、集客施設A管理者、JR東海・近鉄鳥羽駅長、町内会長、自主防災組織の長、消防団長に退避の指示を伝達するよう依頼する。また、鳥羽警察署などの関係機関に避難(退避)実施要領を電話及びFAX等により通知し退避の誘導を求める。
- ③ 市担当職員は、社会福祉事務所、ボランティア団体等の避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護施設関係者、障害者団体等への避難(退避)実施要領の内容を伝達する。
- ④ 日本語を解せない外国人の対応として通訳者等に応援を求める。
- ⑤ 市担当職員は、報道関係者に対し、避難(退避)実施要領の内容を提供する。

#### (3) 誘導に際しての留意点及び市職員等の心得

市職員及び消防団員は、誘導にあたって以下の点に留意する。

- ① 市職員及び消防団員は、住民が恐怖心や不安感の中で避難を行うことになるため、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。
- ② 市の誘導担当職員は、防災活動服や特殊標章腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。
- ③ 市の誘導担当職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
- ④ 学校や事業所に対しては、原則として、避難施設(集合場所)まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

#### (4) 市が住民等に周知すべき留意事項

- ① 防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努める。
- ② 退避地域の住民に対しては、隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行う。
- ③ 消防団、自主防災組織、町内会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で退避の誘導を行うよう依頼し、混乱の防止に努める。
- ④ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。
- ⑤ 留守宅の戸締りを確実にして、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等

の身分証明書、非常持ち出し品を携行する。

- ⑥ 服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報する。

(5) 市職員等の安全の確保

- ① 退避の誘導を行う市職員等に対して二次被害が生じないように、国の現地対策本部(設置された場合)や県からの情報、市対策本部において集約した最新の情報を提供する。
- ② 必要に応じ現地調整所を設けて、現場での関係機関との情報共有・活動調整を行う。
- ③ 避難誘導を行う市職員等に対して、特殊標章腕章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(6) 市対策本部における各部の役割

「鳥羽市国民保護計画」に示す「第3編 第2章 表3-1 『市の各課等における武力攻撃事態における主要な業務』を基本とする。

(7) 退避の誘導に係る連絡調整等

- ① 当該事態の状況が変化した場合の対処は、別に示す。
- ② 市国民保護対策本部設置場所は、鳥羽市役所総務課会議室とする。
- ③ 現地調整所設置場所は、〇〇〇〇とする。

(8) 退避住民の受入・救援活動の支援

避難施設に市職員を派遣して、退避した住民の安否確認を行うとともに、県の支援のもと食料、飲料水等の支給を行う。

市民への放送案文（一例）

- ① 「警報が発令されました。警報が発令されました。」
- ② 「鳥羽市の集客施設Aを、本日〇時爆破する予告電話がありました。」
- ③-1 「集客施設A及びその周辺300m以内の人は、C小学校グラウンドに退避してください。集客施設A周辺300m以内地域への立入りを禁止します。」
- ③-2 「市職員、消防署員及び警察の指示、誘導に従って、落ち着いて行動してください。」
- ③-3 「観光バス利用者は観光バスで、自家用車利用者は自家用車で、速やかに退避してください。」
- ③-4 「鉄道利用者及びフェリー利用者は、速やかに退避し、鳥羽駅に集合してください。」
- ④ 「連絡先は「鳥羽市国民保護対策本部」です。電話は、0599-25-1118です。」
- 「繰り返します。」

※防災行政無線により繰り返し上記の内容を放送する。

(3) 本ケースにおける対処上の留意点

- ① 大規模集客施設等への爆破予告については、いたずら電話なのか判断に迷うところであるが、ここでは、市長が国民保護法に基づき「退避の指示」を行うケースとした。
- ② 突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、危険が予測される場所から安

全な場所に速やかに避難させることが最優先されることは当然であるが、施設管理者及び観光客等を如何に説明・説得し、パニック状態を起こさず避難させるかが重要である。

- ③ 状況判断を誤り、爆破事態が発生して住民や観光客に被害が出てしまったからの対応では、事前避難が空振りに終わるリスクより遥かにデメリットが大きい。市は、こうした点を踏まえた、状況を先取りした積極的な対処措置が求められる。

## 6 緊急処理事態のケース(突発的な集客施設への薬剤散布による無差別テロ行為の場合)

⇒ 「市内避難(退避を含む)」タイプ

### (1) 想定事態の状況及び避難(退避)の必要性

- ・国は、緊急処理事態対処方針の公示及び緊急処理事態対策本部を設置している。
- ・三重県及び鳥羽市は、緊急処理事態対策本部を設置している。
- ・〇月〇日〇時、消防本部から市対策本部に被災情報の第一報が通報された。

[第一報の内容]

- |         |   |
|---------|---|
| ・報告日時   | : 〇月〇日〇時〇〇分   |
| ・報告者名   | : 消防本部〇〇〇〇  |
| ・事故災害種別 | : 緊急処理事態  |
| ・発生場所   | : 集客施設A、住所: 鳥羽市〇〇町  |
| ・発生日時   | : 〇月〇日〇時〇〇分ごろ   |
| ・覚知方法   | : 119番通報・集客施設Aの管理者からの電話   |
| ・事故の概要  | : 集客施設Aの館内で小爆発が発生、液体が飛散し異臭の発生とともに、周囲にいた観光客等十数名が次々と倒れ、多数の人が呼吸困難、吐き気、目の痛み等を訴えている。 |
| ・死傷者等   | : 細部不明であるが、死者10名以上、負傷者50名以上と推測  |
| ・救助活動   | : 消防署員、警察署員により実施中であるが、状況から判断して化学剤の使用の疑いがあるため、近づけない。県に緊急連絡した。                    |

- ・上記を把握した市対策本部は、市の対応措置を速やかに検討し、市対策本部長に報告した。
- ・市対策本部長は、集客施設Aにおける多数の被害者の発生について、化学剤を用いた無差別テロ行為の可能性が高いとして、爆発地区周辺半径200mの範囲について警戒区域を設定し、立入り禁止及び退去を命ずるとともに、風向の変化を考慮して半径500mの地域の住民及び観光客等に屋内へ退避するよう「退避の指示」を行なった。また、その旨を速やかに県知事に通知した。
- ・県は、国に対して、化学剤対応能力を有する専門家チーム、医療チーム及び消防・自衛隊の支援を要請した。

### (2) 事態の特徴

- ・突発的に多数の症状が同じ被害者が発生し、しかも原因不明である(本事態は即効性のある化学剤と推定されると想定)。
- ・被害の範囲は、さらに拡大の恐れがある。
- ・市には、化学剤に対する検知、除染の能力はない。

## 避難(退避)実施要領(一例)

鳥羽市長

○月○日○時現在

### 1 警戒区域の設定及び退避先・経路・手段・その他退避の方法

#### (1) 全般的な方針

集客施設Aにおいて、何者かによる爆破及び化学剤散布による多数の被害者が発生した。  
鳥羽市住民並びに観光客は、当該地域から直ちに退去又は退避すること。

#### (2) 駅周辺200mの警戒区域の設定

市は、住民等の生命又は身体危険を防止するため、A駅周辺200mを警戒区域として設定した。  
当該地域の住民又は観光客は、速やかに、この地域からの退去するよう指示する。また、警戒区域が解除されるまで、この地域への立入りを禁止する。

#### (3) 駅から半径500mの地域に退避の指示

- ① 市は、風によるガスの拡散など被害拡大のおそれを考慮して、A駅から半径500mを退避地域とした。当該地域にいる住民及び観光客は、直ちに現場から風上方向に逃れ、外気から密閉性の高い建物の中又は風上の高台に退避するよう指示する。
- ② 市は、当該地域の住民等に対しては、防災行政無線等により避難の方法を呼びかけるとともに、駅に向かう人や車両の進入を制止する処置をとる。
- ③ 市は、直ちに県へ通報し、NBC防護機器を有する機関、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等に支援を要請する。

### 2 市の緊急態勢・職員派遣、関係機関への要請、避難施設の開設等

#### (1) 市の緊急態勢及び職員派遣等

##### ① 市職員の派遣

市職員の派遣については、鳥羽警察署、消防署、集客施設Aの管理者等に電話で現場の状況を確認した上で派遣場所を決める。

##### ② 現地調整所の設置

〇〇公園に現地調整所を立ち上げ、現地で活動する鳥羽警察署、消防署等との情報の共有と連絡調整にあたらせる。

##### ③ 国の現地対策本部との調整

国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のための職員を派遣して活動調整や情報収集にあたらせる。

#### (2) 関係機関等への連絡及び要請

- ① 国及び県に対し、化学剤被害の発生を速報する。
- ② 県に対し、消防、警察、自衛隊及びNBC対処専門機関からの派遣を要請する。
- ③ 県及び志摩医師会に被災者の処遇等に関し連絡調整するとともに、専門医や災害派遣医療チーム(DMAT)等による医療救護活動の調整を行う。

### (3) 避難施設の開設等

- ① 避難施設Bを避難施設として開設し、関係機関並びに警戒区域及び退避地域所在の住民等に伝達する。この際、二次災害防止のため被災者は別の施設に避難させる。
- ② 市担当職員は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBC災害への対応能力を有する医療班の派遣を県に要請する。
- ③ 市担当職員は、重度の患者を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について県と調整、また災害医療機関ネットワークを活用する。

### (4) 避難残留者の確認

市職員及び消防署員は、速やかに警戒区域及び退避地域に避難残留者がいないか点検・確認する。

### (5) 災害時要援護者への対応

障害者その他、特に配慮を要する災害時要援護者に対する退避の誘導にあたっては、重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、重篤な傷病者で自力退避が困難な人を優先的に退避誘導する。また、自力で移動できない者は、介助者による自家用車を使用する。

## 3 退避の実施に関して必要な他の事項

### (1) 緊急時の連絡先

退避の誘導から離脱した場合等の緊急連絡先は「鳥羽市緊急対処事態対策本部」とする。

- ・電話 : 0599-25-1118(直通)
- ・夜間・休日 : 0599-25-1111
- ・FAX : 0599-25-3111

### (2) 避難(退避)実施要領の住民等への伝達

- ① 市担当職員は、防災行政無線により警戒区域及び退避地域の住民及び観光客に避難(退避)実施要領の内容を伝達する。
- ② 市担当職員は、警戒区域及び退避地域に所在する町内会長、自主防災組織の長、消防団長等に退避の指示を伝達するよう依頼する。また、鳥羽警察署などの関係機関に避難(退避)実施要領を電話及びFAX等により通知し退避の誘導を求める。
- ③ 市担当職員は、社会福祉事務所、ボランティア団体等の避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護施設関係者、障害者団体等へ避難(退避)実施要領の内容を伝達する。
- ④ 日本語を解せない外国人の対応として通訳者等に応援を求める。
- ⑤ 市担当職員は、速やかに報道関係者に対し、避難(退避)実施要領の内容を提供する。

### (3) 誘導に際しての留意点及び市職員等の心得

市職員及び消防団員は、誘導にあたって以下の点に留意する。

- ① 市職員及び消防団員は、住民が恐怖心や不安感の中で退避を行うことになるため、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。
- ② 市の誘導担当職員は、防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。



- ③ 市の誘導担当職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。
  - ④ 学校や事業所に対しては、原則として避難施設(集合場所)まで集団でまとまって行動するように呼びかける。
- (4) 市が住民等に周知すべき留意事項
- ① 住民に対しては、屋内では、窓を閉めてガムテープ等で目張りし室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。また、2階建て以上建物では、最上階に移動する。
  - ② 外から屋内に入る場合は、汚染した衣服等を脱いでビニール袋等で密閉するとともに手・顔及び体を水と石鹸でよく洗う。
  - ③ 防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努めるよう啓発する。
  - ④ 退避地域の住民に対しては、隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行う。
  - ⑤ 消防団、自主防災組織、町内会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で退避の誘導を行うよう依頼して、混乱の防止に努める。
  - ⑥ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。
  - ⑦ 留守宅の戸締りを確実にして、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行する。
  - ⑧ 服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報する。
- (5) 市職員等の安全の確保
- ① 退避の誘導を行う市職員等に対して二次被害が生じないように、国の現地対策本部(設置された場合)や県からの情報、市対策本部において集約した最新の汚染状況等の情報を提供する。
  - ② 退避の誘導を行う市職員等に対して、特殊標章腕章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。
  - ③ 化学剤の汚染又はそのおそれがある場所においては、専門的な装備等を有する機関に被災者の搬送を要請する。
- (6) 市緊急処理事態対策本部における各部の役割
- 「鳥羽市国民保護計画」に示す「第3編 第2章 表3-1『市の各課等における武力攻撃事態における主要な業務』」を基本とする。
- (7) 退避の誘導に係る連絡調整等
- ① 当該事態の状況が変化した場合の対処は、別に示す。
  - ② 市緊急処理事態対策本部設置場所は、鳥羽市役所総務課会議室とする。
  - ③ 現地調整所設置場所は、〇〇公園とする。
- (8) 退避住民の受入・救援活動の支援

避難施設に市職員を派遣して、退避した住民の安否確認を行うとともに、県の支援のもと食料、飲料水等の支給を行う。

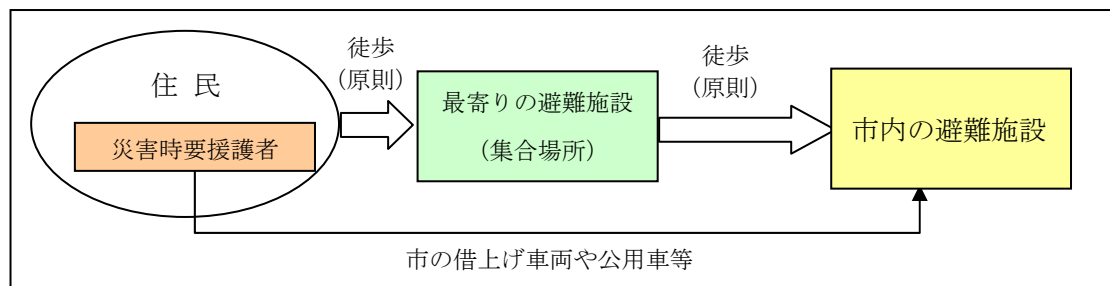
#### 市民への放送案文（一例）

- ① 「警報が発令されました。警報が発令されました。」
- ② 「集客施設A館内で、爆破及び化学剤散布により多数の人的な被害が発生しています。」
- ③-1 「集客施設A周辺200mを警戒区域とします。この地域にいる市民及び観光客の皆さんは、速やかに、この地域からの退去してください。この地域への立入りを禁止します。」
- ③-2 「集客施設Aから半径500mを退避地域とします。この地域にいる市民及び観光客の皆さんは、直ちに集客施設Aから風上方向に逃げてください。外気から密閉性の高い建物の中又は風上の高台に退避してください。」
- ③-3 「避難施設Bを避難施設として開設します。警戒区域及び退避地域の市民及び観光客の皆さんは避難してください。」
- ③-4 「化学剤に汚染されたおそれのある方の避難、収容施設は、〇〇とします。」
- ④ 「連絡先は「市緊急対処事態対策本部」です。電話は、0599-25-1118です。」  
「繰り返します。」

※防災行政無線により繰り返し上記の内容を放送する。

### (3) 住民避難の基本タイプ

本ケースは、「市内避難(退避を含む)」タイプとなる。特に、退避の場合、市長の独自判断で実施し、県からの援助を受ける時間がないことが想定される。



### (4) 本ケースにおける対処上の留意点

- ① 大規模集客施設等での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、突発的な爆発等の現場から、直ちに風上に遠ざかる意識を持たせることが必要である。
- ② 薬剤散布などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- ③ NBCテロは、NBCによる汚染の状況が見えないため、住民は危険が知覚できない。特に、行政の専門機関による速やかな情報提供が必要である。

- ④ 防護衣及び防護マスクを着用せずに現場及びその周辺に近付くことは非常に危険である。そのため警報の発令及び避難(退避)の指示の伝達は、現場周辺に広報車によって伝達することは難しく、防災行政無線、電話及び放送事業者等を活用することが想定される。

(主な化学剤とその特徴) [参考]

分類	名称	状態 (20℃)	色 におい	作用の早さ	持久度 (晴 微風 15℃)	半数致死量 (mg-min/m <sup>3</sup> )
神経剤	タブン	液体	無色 無臭	超即効	一時性	400
	サリン	液体	無色 無臭	超即効	一時性	100
	ソマン	液体	無色 果実臭	超即効	一時性	100
	VX	液体	無色 無臭	超即効	持続性	100
びらん剤	マスタード (精製)	液体	淡黄色 大蒜臭	遅 効	持続性	1,500
血液剤	青酸	液体 気体	無色 アーモンド	超即効	短時間	2,600
窒息剤	ホスゲン	気体	無色 青玉蜀黍	即 効	短時間	3,200

(NPO法人 NBCR対策推進機構)